

「郵送型入札」による 神戸市有地の貸付け

実施要領 【令和4年度】

※この入札に参加するには、事前に申し込みが必要です。

申込受付期間：令和4年8月5日（金）～8月31日（水）

参加を希望される場合は、この実施要領をよくお読みいただき、内容を十分理解した上でご参加ください。

神戸市行財政局資産活用課

目 次

1	「郵送型入札」の主な手順	1 頁
2	「郵送型入札」実施要領	2 頁
3	物件概要書・位置図・画地図	12 頁
4	様 式	45 頁
	① 郵送型入札参加申込書兼誓約書・同記入例	
	② 委任状・同記入例	
	③ 市有不動産等借用願兼誓約書（随意契約用）・同記入例	
	⑤ 入札参加申込物件一覧	
	④ 入札参加書類送付用宛名ラベル	
5	賃貸借契約書（標準書式）	54 頁

「郵送型入札」の主な手順

I	入札参加申込み	入札参加希望者は、下記の参加申込期間中に入札参加書類を郵送(特定記録郵便)してください。(持参可)	
		参加申込期間 令和4年8月5日(金)～8月31日(水)午後5時まで(必着)	
		送付先	(特定記録郵便)〒650-0001 神戸市役所内郵便局留 神戸市行財政局資産活用課 ※直接持参される場合は、神戸市役所1号館17階 行財政局資産活用課までお越しください。 (受付時間:午前9時～12時、午後1時～5時 土・日・祝日を除く)
	入札参加書類	(1) 郵送型入札参加申込書兼誓約書 (2) 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書) (3) (法人のみ) 登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕 (4) 委任状(代理人による入札及び契約を希望する場合のみ)及び受任者本人と確認できるもの(運転免許証など)の写し (5) 入札参加申込物件一覧(複数物件に入札参加申込みの場合) ※ (2)・(3)は発行後3ヶ月以内のもの	
II	入札保証金納付	入札参加受付後に、入札保証金の「納入通知書兼領収証書」や「入札書」の書式等を神戸市より送付いたしますので、入札保証金を神戸市の公金収納取扱金融機関で納付してください。 <u>なお、「納入通知書兼領収証書」等入札必要書類が、令和4年9月14日(水)中に到着しない場合は、神戸市行財政局資産活用課までお問い合わせください。</u>	
III	入札	下記の入札期間中に、入札書類を郵送(特定記録郵便)してください。(持参可)	
		入札期間 令和4年9月15日(木)～9月30日(金)午後5時まで(必着)	
		送付先	上記 I 入札参加申込み の送付先と同じ
	入札書類	(1) 入札書(入札書提出用封筒に封入のこと) (2) 入札保証金提出書(必要書類を貼付すること) (3) 入札参加申込物件一覧(複数物件に入札参加申込みの場合)	
IV	開札	開札日時 令和4年10月6日(木)午前10時00分より	
		開札場所	神戸市役所1号館24階「1241会議室」 ※開札への参加は任意です。※参加者は1名に限ります。
V	契約	契約に関しては、落札者より各物件の物件担当課へ連絡し、必要な手続きや契約書の作成などを進めてください。また、契約に際して、下記の書類等が必要になります。	
		必要書類等	(1) 落札通知書(落札決定後に神戸市より送付します。) (2) 実印(代理人が契約を締結する場合は「委任状」に押印した代理人〔受任者〕の届出印) (3) 賃貸借契約書に貼付する収入印紙(200円)(ただし、施設の貸付けに該当する物件を除く。) (4) (個人のみ)後見の登記の通知を受けていないことの証明書 (5) (個人のみ)破産に関する証明書 (6) 国税及び神戸市税に未納の税額がないことの証明書
		契約締結期限 令和4年11月30日(水)午後5時まで	
		※入札保証金の全額を契約保証金に充当します。なお、 入札保証金が契約月額賃料(落札額)の3ヶ月分に満たない場合は、その差額を契約締結までに納めていただきます。	
VI	貸付料等の支払い	貸付料及び契約保証金と入札保証金との差額については、物件担当課が発行する納入通知書により納めてください。貸付料は原則として、毎年度年2回、前期分は4月30日、後期分は10月31日が納期限になります。なお、賃貸借開始月がそれぞれ異なる為、納期限が異なります。詳しくは、55ページをご確認下さい。	

「郵送型入札」実施要領

【1】事業の概要

神戸市では、下記市有地を一定の条件を付けて入札により貸付けます。

この入札への参加を希望される場合は、この実施要領をよくお読みいただき、次の各事項にご留意の上、「郵送型入札参加申込書兼誓約書」によりお申し込みください。

【2】入札物件一覧

物件番号	所在地	面積	物件概要書
1号地	神戸市中央区雲井通3丁目390番のうち	289.54㎡(実測)	P13～15
2号地	神戸市中央区脇浜海岸通11番1のうち	1,380.15㎡(実測)	P16～19
3号地	神戸市兵庫区楠谷町246番2・246番4のうち	98.15㎡(概測)	P20～22
4号地	神戸市長田区三番町2丁目3番60	508.66㎡(実測)	P23～25
5号地	神戸市長田区上池田2丁目15番2のうち	58.61㎡(概測)	P26～28
6号地	神戸市須磨区大黒町3丁目1番28のうち	194.11㎡(実測)	P29～31
7号地	神戸市須磨区須磨本町1丁目83番5	88.44㎡(実測)	P32～34
8号地	神戸市西区美穂が丘2丁目1番1のうち	200.02㎡(実測)	P35～37
9号地	神戸市西区伊川谷町前開字土田井1580番, 1581番, 1582番4	751.60㎡(概測)	P38～41
10号地	神戸市西区前開南町2丁目3番1, 3番2, 3番5	1,176.39㎡(実測)	P42～44

☆ 注 意 事 項 ☆

- ・各物件の貸付条件等については、別紙概要書(13～44ページ)で確認してください。
- ・各物件は、物件概要書記載の用途以外には使用できません。
- ・用途に関する設備以外の工作物の築造は認めません。
- ・契約終了時には、引き渡し時の状態に原状回復していただきます。
- ・各物件の貸付けは、民法(明治29年法律第89号)第601条に規定する賃貸借契約で、建物所有目的には使用できません。本契約を締結しても、いかなる借地権も発生しません。
- ・最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したときは、その入札は無効となります。
- ・落札後に契約を締結しなかった場合は、入札保証金の返還はできません。
- ・入札参加に際しては、本実施要領をよくお読みいただき、また、現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行ったうえで、落札後の辞退や契約期間中の撤退がないよう、計画的に入札に参加してください。
- ・前回の入札において、自己の都合で途中解約した契約者は、当該物件の入札に参加できません。

【3】入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。また、随意契約（10ページ【15】随意契約を参照）についても同様とします。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び神戸市税について未納の税額がある者。
- (3) 神戸市における不動産の売却又は貸付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。
 - オ 神戸市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (4) 借受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
- (5) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。
 - ア 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めを違反した者。
 - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。
 - ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）。

【神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）抜粋】

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

(1) 省略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を市長に提出した者

(ア) 入札参加申込書

(イ) (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

- イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者
- ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方
- エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）の規定に従わなければならない。

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

【4】郵送型入札参加申込み

入札参加希望者は、下記の要領により入札参加申込みを必ず行ってください。

参加申込期限までに「郵送型入札参加申込書兼誓約書」が提出先に到着しなかった場合は、入札に参加することはできません。

(1) 郵送型入札参加申込書兼誓約書の記入

「郵送型入札参加申込書兼誓約書」（46ページの書式をコピーするか、本市ホームページよりダウンロードしてください。）に必要事項を記載し、実印を押印してください。

※ 「郵送型入札参加申込書兼誓約書」の記入例は、47ページをご参照ください。

※ 落札後の賃貸借契約の締結は、「郵送型入札参加申込書兼誓約書」に記載された名義でのみ行いますので、契約権限のある名義を使用するよう注意して下さい。

(2) 入札参加書類の提出

参加申込期限までに入札参加書類を郵送（**特定記録郵便**）にて提出してください。

直接持参される場合は、神戸市役所1号館17階 行財政局資産活用課までお越しください。（電話番号：078-322-5140）

受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時 土・日・祝日除く

参加申込期限	令和4年8月31日（水）午後5時まで（必着）
---------------	-------------------------------

【提出先】（特定記録郵便）〒650-0001 神戸市役所内郵便局留

神戸市行財政局資産活用課

※ 送付には、53ページの「入札参加書類送付用宛名ラベル」をご利用ください。

※ 入札参加書類が申込期限までに到着しない場合は無効となりますので、余裕をもって発送してください。

※ 入札参加者から一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

(3) 入札参加書類

① 郵送型入札参加申込書兼誓約書（実印を押印のこと）

② 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

③ （法人のみ）登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕

④ （代理人〔受任者〕による入札及び契約を希望する場合のみ）委任状及び受任者本人と確認できるもの（運転免許証など）の写し。

⑤ 入札参加申込物件一覧（複数物件に入札参加申込みの場合）

※ ②③については、発行後3ヶ月以内のものに限ります。また、複数物件を申し込まれる場合は、原本1通と写し（申込物件数分）を提出してください。

※ 「委任状」は48ページに添付している書式をコピーするか、本市ホームページよりダウンロードしてください。（物件毎に必要）

※ 「委任状」の記入例は、49ページをご参照ください。

(4) 入札必要書類の送付

入札参加受付後、入札参加資格の適合を確認した後に、神戸市より下記の入札に必要な書類を郵送します。（令和4年9月12日（月）頃発送予定）

① 入札書

② 入札保証金提出書

④ 入札保証金の「納入通知書兼領収証書」

⑤ 入札書提出用封筒

⑥ 入札参加申込物件一覧（複数物件に入札参加申込みの場合）

なお、令和4年9月14日（水）中に必要書類が到着しない場合は、神戸市行財政局資産活用課（電話078-322-5140）までご連絡ください。

【5】入札保証金の事前納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要がありますので、下記要領により納付してください。

(1) 入札保証金額

13ページから44ページの各物件概要書でご確認ください。

(2) 納付方法

神戸市より送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、神戸市の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。（納付済みの「納入通知書兼領収証書」の**写し**が入札書類提出の際に必要になります。6 ページ【6】入札方法 (2)入札保証金提出書の記載をご参照ください。）

- ※ 入札保証金が納付期限（令和4年9月30日（金））までに納付されていない場合、入札は**無効**となりますので、余裕をもって納付してください。
- ※ 入札保証金の納付には、必ず神戸市より送付する「納入通知書兼領収証書」をご使用ください。それ以外の方法で入札保証金を納付された場合、入札は**無効**となります。
- ※ 落札できなかった場合の入札保証金の返還方法については、10 ページ【13】入札保証金の返還・帰属等をご参照ください。返還には、開札後2～3週間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合などは、より時間を要する場合があります。
- ※ 落札後に契約を締結しなかった場合、**入札保証金の返還はできません。また、今後2年間入札に参加することができません**ので、現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行ったうえで入札してください。
- ※ 入札物件について、現在、神戸市と賃貸借契約を締結し、契約保証金を預託している方は、「入札保証金に関する申出書」を提出することにより、預託している契約保証金の限度で入札保証金の納付を免除することができます。詳しくは、神戸市行財政局資産活用課（電話番号：078-322-5140）へお問い合わせください。

【6】入札方法

入札参加希望者は、5 ページ【4】郵送型入札参加申込み (4)入札必要書類の送付に定める必要書類により、下記のとおり入札してください。

なお、提出された「入札書」の書換え、引換え又は撤回を行うことはできません。

(1) 入札書の記載・封入

- ① 「入札書」に必要事項を記載し、実印（委任されている場合は、届出印）を押印してください。
 - ※ 入札金額は各物件概要書記載の**最低月額貸付価格以上の月額賃料**を記載してください。物件概要書記載の最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したときは、その入札は**無効**となります。
 - ※ 施設の貸付け（舗装等した土地）に該当する物件については、原則として消費税及び地方消費税がかかりますので、入札金額はこれらを含めた金額を記載してください。（消費税及び地方消費税率は10%としてください。）
 - ※ 金額のはじめの数字の前に必ず「¥」マークを記入してください。
 - ※ インク又はボールペンにより記入してください。
- ② 「入札書提出用封筒」に必要事項を記載のうえ、「入札書」のみを入れて、封をしてください。
- ③ 「入札書提出用封筒」に実印（委任されている場合は、届出印）で封かん部に割印をしてください。

(2) 入札保証金提出書の記載

- ① 「入札保証金提出書」に必要事項を記載し、実印（委任されている場合は、届出印）を

押印してください。

② 納付済みの「納入通知書兼領収証書」の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。

③ 返還用口座の口座番号と名義人の確認できる書類（通帳の表紙の裏面）の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。

※ 入札保証金の返還用口座内容については、通帳等により正確に記入してください。記入に誤りがある場合は、変更届の提出が必要となるなど、返還に日数を要することとなります。

(3) 入札書類の提出

下記提出書類を、入札期限までに提出先に到着するように郵送（特定記録郵便）にて提出してください。

直接持参される場合は、神戸市役所1号館17階 行財政局資産活用課までお越しください。（電話番号：078-322-5140）

受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時 土・日・祝日除く

入札期間 令和4年9月15日（木）～9月30日（金）午後5時まで（必着）

【提出先】（特定記録郵便）〒650-0001 神戸市役所内郵便局留
神戸市行財政局資産活用課

【提出書類】

○入札書提出用封筒（上記(1)により記載した入札書を封入したもの）

○入札保証金提出書（上記(2)により記載・作成したもの）

○入札参加申込物件一覧（複数物件に入札参加申込みの場合）

※ **入札書類が入札期限までに到着しない場合は無効となります。**余裕をもって発送してください。郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

(4) 入札の変更等

入札書類を提出した後は、「入札書」の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

【7】開札

下記の日程により、開札を行います。なお、開札への参加は任意です。参加は1名でお願いします。ただし、入札参加者以外が開札会場へ入場することはできません。

※**新型コロナウイルス感染防止対策で、入場制限や会場変更する場合があります。**

変更があれば入札参加申込者に事前に通知します。

(1) 日時

令和4年10月6日（木）午前10時より

(2) 場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所1号館24階「1241会議室」

(3) 持参物

開札会場への入場には、入札保証金の「**納入通知書兼領収証書（原本）**」が必要となりますので、必ずご持参ください。

(4) 落札者の決定

有効な入札のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、後日、入札保証金の未納付や入札者の資格の欠如など8ページ【8】入札の無効に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、有効な入札のうち次に高い価格をもって入札した者を落札者とします。

※ 同価の場合

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していない者など、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない神戸市職員にくじを引かせます。

(5) 結果の通知

開札結果は、開札日の翌日以降に入札参加者全員に対して郵送します。

(令和4年10月7日(金)発送予定)

(6) その他

開札会場では、物件毎に落札者の氏名及び落札金額を発表いたします。

【8】入札の無効

本実施要領に別に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- 「郵送型入札参加申込書兼誓約書」若しくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。
- 最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したとき。
- 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- 「入札書」に記名及び押印がないとき。
- 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。
- 一の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき。
- 入札保証金を納入期限までに納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- 代理人〔受任者〕による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。
- 入札者及びその代理人〔受任者〕が他の入札代理人〔受任者〕となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- 入札者の資格のない者が入札したとき。
- 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

【9】その他

(1) 入札結果の公開

入札参加者全員の入札額（落札額含む）及び落札者名は公開とします。（開札日の翌日午前9時以降、神戸市役所1号館17階 行財政局資産活用課の掲示板に掲示します。）また、落札者が法人の場合は、落札者の所在地及び連絡先（電話番号、担当部署等）を公開することがあります。

(2) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。

(3) 再入札

再入札は行いません。

【10】契約の手続き

(1) 賃貸借契約の締結

- ① 落札者は原則として、物件概要書に記載している貸付期間の賃貸借契約を、神戸市と締結することになります。賃貸借契約書の標準書式は54～57ページに記載しているとおりです。契約締結後は、これを遵守していただくこととなりますので事前に確認しておいてください。
- ② 契約に関しては、落札者より各物件の物件担当課へ連絡し、必要な手続きや、契約書の作成などを進めてください。
※ 各物件の物件担当課は、物件概要書の下方に記載しております。

(2) 必要書類等

- ① 落札通知書（落札決定後に神戸市より送付します。）
- ② 実印（代理人〔受任者〕が契約を締結する場合は、「委任状」に押印した代理人〔受任者〕の届出印）
- ③ 賃貸借契約書に貼付する収入印紙（200円）
※ 入札物件の6号地・7号地は、土地貸付のため、賃貸借契約に印紙税がかかります。その他の物件は、舗装等した土地（施設）の貸付けとなるため賃貸借契約に印紙税はかかりません。
- ④ （個人のみ）後見の登記の通知を受けていないことの証明書
※ 本籍地の市町村で交付してもらってください
- ⑤ （個人のみ）破産に関する証明書
※ 本籍地の市町村で交付してもらってください。
- ⑥ 国税の納税証明書及び神戸市税の滞納がないことの証明書
国 税：納税証明書その3の2またはその3の3（納税地の所轄税務署で発行）
神戸市税：滞納が無いことの証明書（新長田合同庁舎で発行）
※ 神戸市内に営業拠点がない等、神戸市に納付すべき市税が無い場合は、その旨を申し立てる「申立書兼同意書」を代わりに提出していただきます。
※ 直近（前年分又は前年度分）の状況のわかる証明書をご提出ください。
※ 上記④⑤⑥については、複数物件を落札し契約される場合は、原本1部と写し（物件数分）を提出してください。

(3) 契約締結

下記契約締結期限までに、署名・押印した「賃貸借契約書」を物件担当課へ提出していただきます。

契約締結期限	令和4年11月30日（水）午後5時まで
---------------	----------------------------

【11】契約の確定

契約は、神戸市が落札者とともに「賃貸借契約書」に署名・押印したときに確定します。

【12】契約保証金

契約保証金は契約月額賃料（落札額）の3ヶ月分です。契約の確定と同時に入札保証金を契約保証金に充当します。入札保証金が契約保証金に対して不足する場合は追加保証金を神戸市より送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、**契約締結日までに**神戸市の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。なお落札者が、契約締結期限までに契約に応じない場合には、納付した追加保証金は利息を付けずに返還します。

【13】入札保証金の返還・帰属等

(1) 返還方法

- ① 落札者以外の者が納付した入札保証金は、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の口座に振込む方法により、利息を付けずに返還します。
- ② 返還には開札後2～3週間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合などは、変更届の提出が必要となるなど、より時間を要することがあります。

(2) 入札保証金の帰属

落札者が、契約締結期限までに契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、神戸市に帰属します。

【14】契約費用等

賃貸借契約書に貼付する収入印紙（200円）が必要となります。

※ 入札物件の6号地・7号地は、土地貸付けのため賃貸借契約に印紙税がかかります。その他の物件は、舗装等した土地（施設）での施設の貸付けとなるため賃貸借契約には印紙税はかかりません。

【15】随意契約

入札物件のうち、落札者が決定しなかった場合は、随意契約にて貸し付ける場合があります。先着順で「市有不動産借用願兼誓約書」を提出していただき、各物件概要書記載の**最低月額貸付価格以上の月額賃料**の記載があった場合に契約手続きを進めていきます。

(1) 随意契約対象物件

随意契約の対象となった物件については、開札終了後、神戸市役所1号館17階 行財政局 資産活用課の掲示板に掲示するとともに、神戸市ホームページに掲載します。

(2) 借用願提出期間

借用願提出期間 令和4年10月11日（火）～令和5年10月10日（火）午後5時まで

(3) 借用願提出方法

「市有不動産借用願兼誓約書」（50ページの書式をコピーしてお使いください。）に必要な事項を記入・押印のうえ、添付書類を添えて、下記まで持参してください。

① 添付書類

㊦ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

① （法人のみ）登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕

※ ㊦①については、発行後3ヶ月以内のものに限ります。また、複数物件を申し込まれる場合は、原本1通と写し（申込物件数分）を提出してください。

② 提出先

神戸市役所1号館17階 行財政局資産活用課

受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時 土・日・祝日除く

※ 郵送での借用願の提出は受け付けませんので、必ず持参してください。

※ 「市有不動産借用願兼誓約書」の記入例は、51ページをご参照ください。

(4) 契約者の決定方法

先着順での受付となります。記載内容、添付書類に不備がなく、最低月額貸付価格以上の月額賃料を提示した者と契約します。**なお、受付の初日【令和4年10月11日(火)】については、午前9時に神戸市役所行財政局資産活用課に到着している者は同着とみなします。その中でより高い金額を提示した者と契約します。**また、同額の場合は、抽選により契約者を決定いたします。

(5) 契約者決定以降の手続き

決定した契約者は、9ページ【10】**契約の手続き**と同様に賃貸借契約を締結します。

契約締結までに、契約保証金として契約月額賃料の3か月分を神戸市より送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、神戸市の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。

(6) その他

賃貸借契約の開始日は、契約締結日から1ヶ月以内で設定するものとし、契約終了日は物件概要書に記載している貸付期間の終了日となります。

随意契約が成立した場合は、8ページ【9】**その他 (1)入札結果の公開**と同様に結果を公開します。

【16】土地の引渡し

物件は、契約締結後、現状有姿で現地立会いのうえ引渡します。

ただし、都合により現地立会いを行わない場合は、契約期間の初日に、現状有姿で引渡ししたものとします。

【17】注意事項

(1) 入札に参加しようとする方は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。

なお、土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。

(2) 位置図等は、あらかじめ現地の概要をつかんでいただくために作成した図面です。現地の状況は、必ず郵送型入札参加者自身で事前にご確認ください。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。

物件概要書・位置図・画地図

☆ 注 意 事 項 ☆

各物件についてのお問い合わせは、物件概要書に記載の物件担当課にお願いいたします。

(物 件 概 要 書)

- 物件概要書は、入札参加者が貸付物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において現地の状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。
- 面積や地目が、公簿と実測（現況）で相違する物件がありますが、現況での貸付けとなります。
- 建物所有目的には使用できません。
- 最低月額貸付価格未満の入札は無効となります。
- 入札保証金は、落札後に契約保証金に充当します。
- 施設の貸付けに該当する（駐車場として整備されている）物件については、原則として消費税及び地方消費税がかかりますので、入札金額はこれらを含めた金額を記載してください。（消費税及び地方消費税率は10%としてください。）
消費税が変動する場合は、貸付価格にも反映させます。

(位 置 図)

- 位置図は、現地調査のための参考資料ですので、道路の整備や建物の新築・解体などにより現況と相違している可能性があります。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。

(画 地 図)

- 画地図は、あらかじめ現地の概要をつかんでいただくために作成した図面で、現況を全て正確にあらわしたものではありません。現地の状況は、必ず入札参加者ご自身でご確認ください。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。

1号地 物件概要書

※ 物件概要書は、貸付概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で現地の状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

土地の概要	
所在地	神戸市中央区雲井通3丁目390番のうち
現況地目	宅地
現況	更地
貸付面積	289.54㎡(実測)
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく】
貸付期間	令和4年12月1日から令和9年3月31日
用途	平面駐車場(建物所有目的には使用できません。)
最低月額貸付価格	¥275,200-(消費税込)
入札保証金	¥825,600-
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地には、工作物(ネットフェンス、門扉、排水溝、アスファルト舗装、ライン、波板<南側>)が含まれ、現状での貸付けとなります。貸付期間中の管理・補修については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・上記工作物のうち、アスファルト舗装、ラインについては契約終了時に落札者により撤去していただきます。また、土地の利用にあたって現存するネットフェンス、門扉を撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、貸主である本市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。 ・貸付対象地北側及び東側及び南側のネットフェンス、南側の波板については撤去、変更できません。 ・貸付対象地南側の一部について、地中に汚水管がありますが現状での貸付となります。 ・貸付対象地南側において、隣接地の電線の一部が上空で越境しており、東側において隣接地の雨樋及び建物の一部が越境していますが現状での貸付となります。 ・貸付対象地北側において、隣接地の柵の一部が越境していますが現状での貸付となります。 ・前面道路に電柱(街灯付)があります。 ・貸付対象地を駐車場として使用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関、関係事業者にご確認下さい。

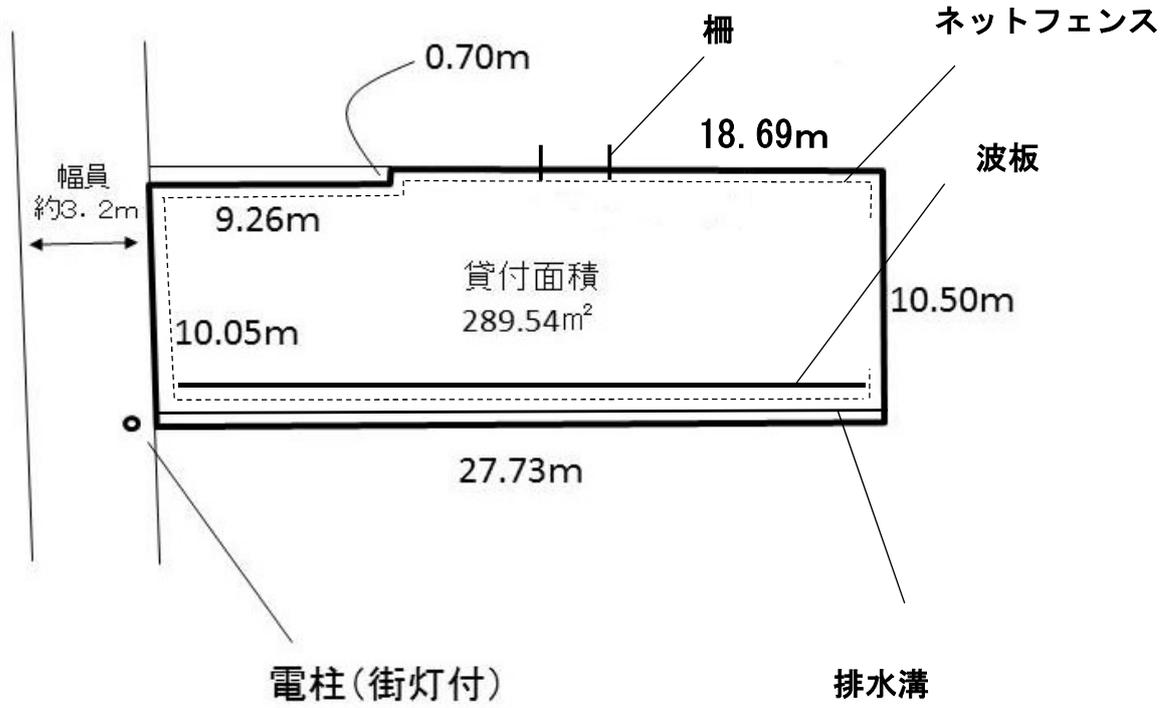
1号地 位置図

中央区雲井通雲井通3丁目390番のうち



1号地 画地図

中央区雲井通雲井通3丁目390番のうち



2号地 物件概要書

※ 物件概要書は、貸付概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で現地
の状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

土地の概要	
所在地	神戸市中央区脇浜海岸通11番1のうち
現況地目	宅地
現況	更地
貸付面積	1,380.15㎡(実測)
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく】
貸付期間	令和4年12月1日から令和7年3月31日
用途	平面駐車場(建物所有目的には使用できません。)
最低月額貸付価格	¥255,800-(消費税込)
入札保証金	¥767,400-
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地には工作物(ネットフェンス、門扉、排水溝、アスファルト舗装、ライン、電気配管・配線<埋設分>、赤色のビニール製ポール(5本)、U字柵、西出口側の精算機コンクリート基礎部分、東出口側の発券機コンクリート基礎部分)が含まれ、現状での貸付けとなります。貸付期間中の管理・補修については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・上記工作物のうち、アスファルト舗装、ライン、電気配管・配線<埋設分>、赤色のビニール製ポール(5本)、U字柵、西出口側の精算機コンクリート基礎部分、東入口側の発券機コンクリート基礎部分については契約終了時に落札者により撤去していただきます。また、土地の利用にあたって現存するネットフェンス、門扉を撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、貸主である本市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。 ・貸付対象地東側部分において、フェンス設置はせず現状同様南北に通抜け可能なスペースを確保してください。 ・貸付対象地北側において、隣接地のネットフェンス(灰色)の一部が越境していますが、現状での貸付となります。 ・貸付対象地内において、標識柱がありますが、現状での貸付となります。 ・北側前面道路に阪神高速道路3号神戸線の柱、ガードレール及び標識柱があります。 ・西側前面道路に標識柱、街灯柱、信号柱及び乱横断防止柵があります。 ・貸付対象地は阪神高速道路3号神戸線の高架下であり、貸付対象地の使用にあたっては阪神高速道路の占用許可条件を遵守していただく必要があります。なお、落札者と本市が締結する賃貸借契約書とは別に、当該地条件について遵守する旨の覚書を本市と締結していただきます。また、賃貸借契約

後、貸付対象地において工事を実施する際には、協議のうえ事前に阪神高速道路の許可を受ける必要があります、その審査には概ね2ヶ月程度の時間を要する場合があります。詳しくは、阪神高速道路株式会社神戸管理・保全部（TEL. 078-331-9801）にご確認ください。

- ・貸付対象地を駐車場として使用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関、関係事業者にご確認下さい。

(物件担当課) 都市局用地活用推進課

TEL : 078-595-6751

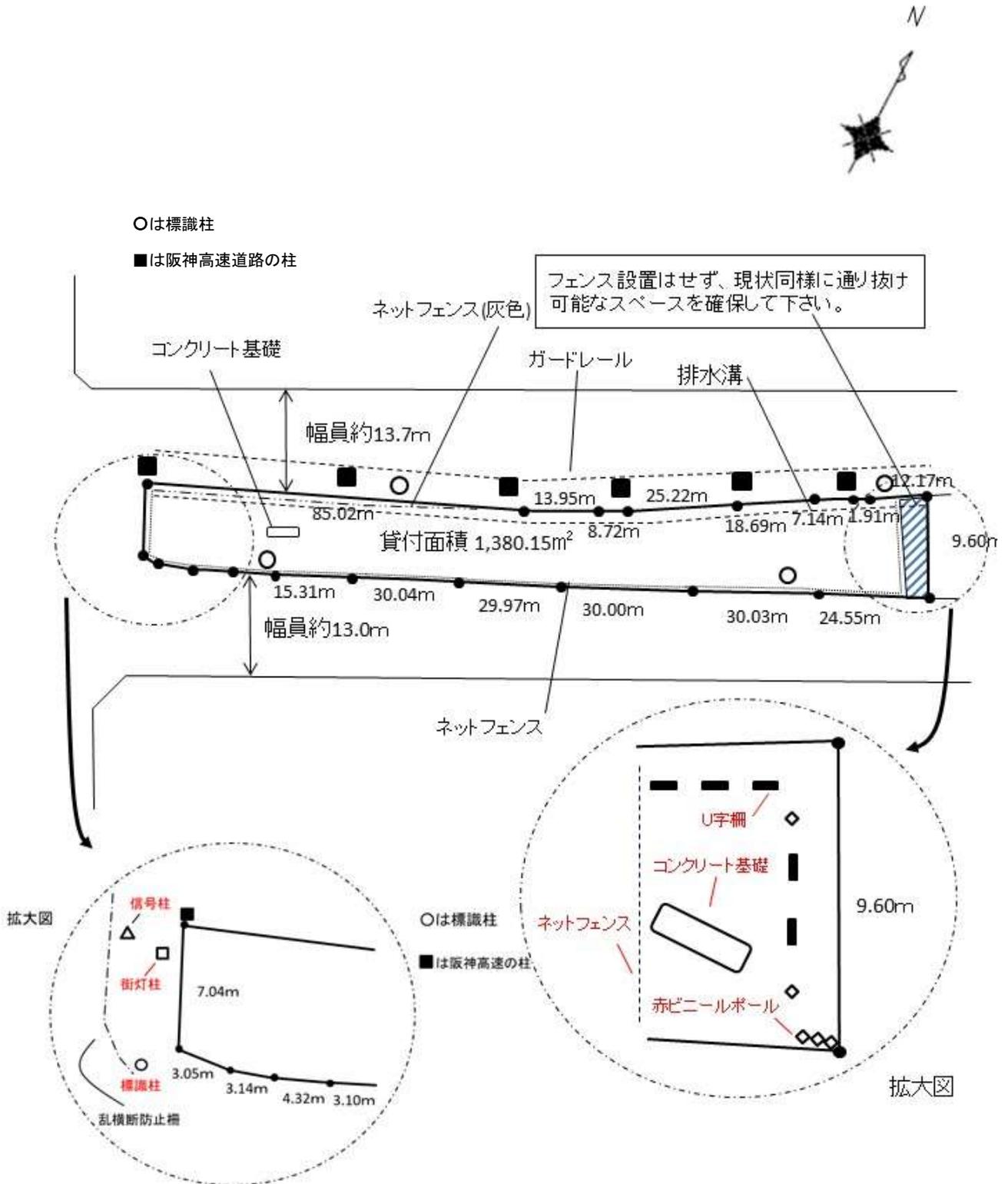
2号地 位置図

中央区脇浜海岸通11番1のうち



2号地 画地図

中央区脇浜海岸通11番1のうち



3号地 物件概要書

※ 物件概要書は、貸付概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で現地の状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

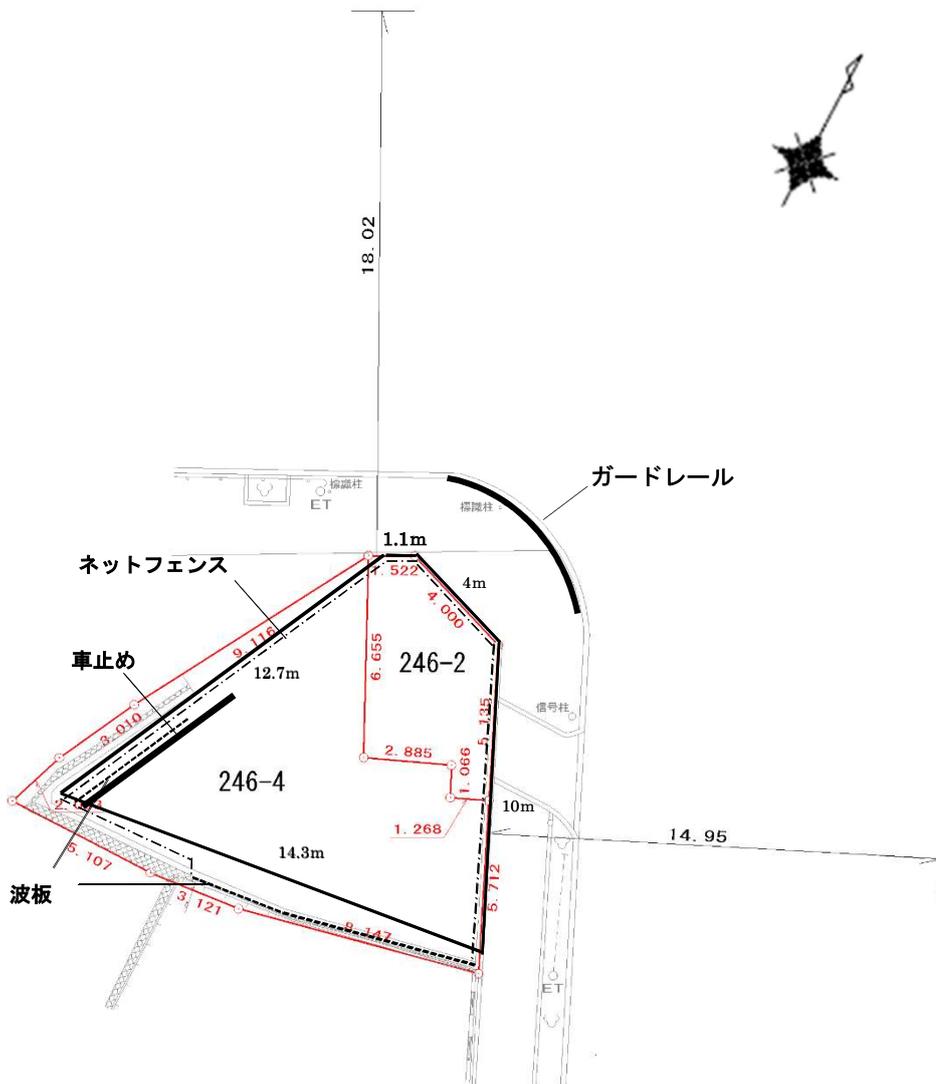
土地の概要	
所在地	神戸市兵庫区楠谷町246番2・246番4のうち
現況地目	宅地
現況	更地
貸付面積	98.15㎡(概測)
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく】
貸付期間	令和4年12月1日から令和9年3月31日
用途	平面駐車場(建物所有目的には使用できません。)
最低月額貸付価格	¥60,500-(消費税込)
入札保証金	¥181,500-
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地には工作物(ネットフェンス・門扉、アスファルト舗装、ライン、車止め、波板<西側>)が含まれ、現状での貸付となります。貸付期間中の管理及び補修については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・上記工作物のうち、アスファルト舗装、ラインについては契約終了時に落札者により撤去していただきます。また、土地の利用にあたって現存するネットフェンス・門扉を撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、貸主である本市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで完全に撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。 ・貸付対象地の西側及び南側のフェンス、波板については撤去・変更は出来ません。 ・貸付対象地の西側の車止めについては撤去・変更は出来ません。 ・北側前面道路に電柱(信号付)、標識柱、ガードレール及び街路樹があります。 ・東側前面道路に信号柱、支線及び植栽帯があります。 ・貸付対象地外南側を管理する目的で、市の職員及び市が依頼した業者が貸付対象地を通る可能性があります。 ・貸付対象地を駐車場として利用するにあたり、必要な手続きについては、関係行政機関、関係事業者にご確認ください。

(物件担当課) 都市局用地活用推進課

TEL: 078-595-6751

3号地 画地図

兵庫区楠谷町246番2・246番4のうち



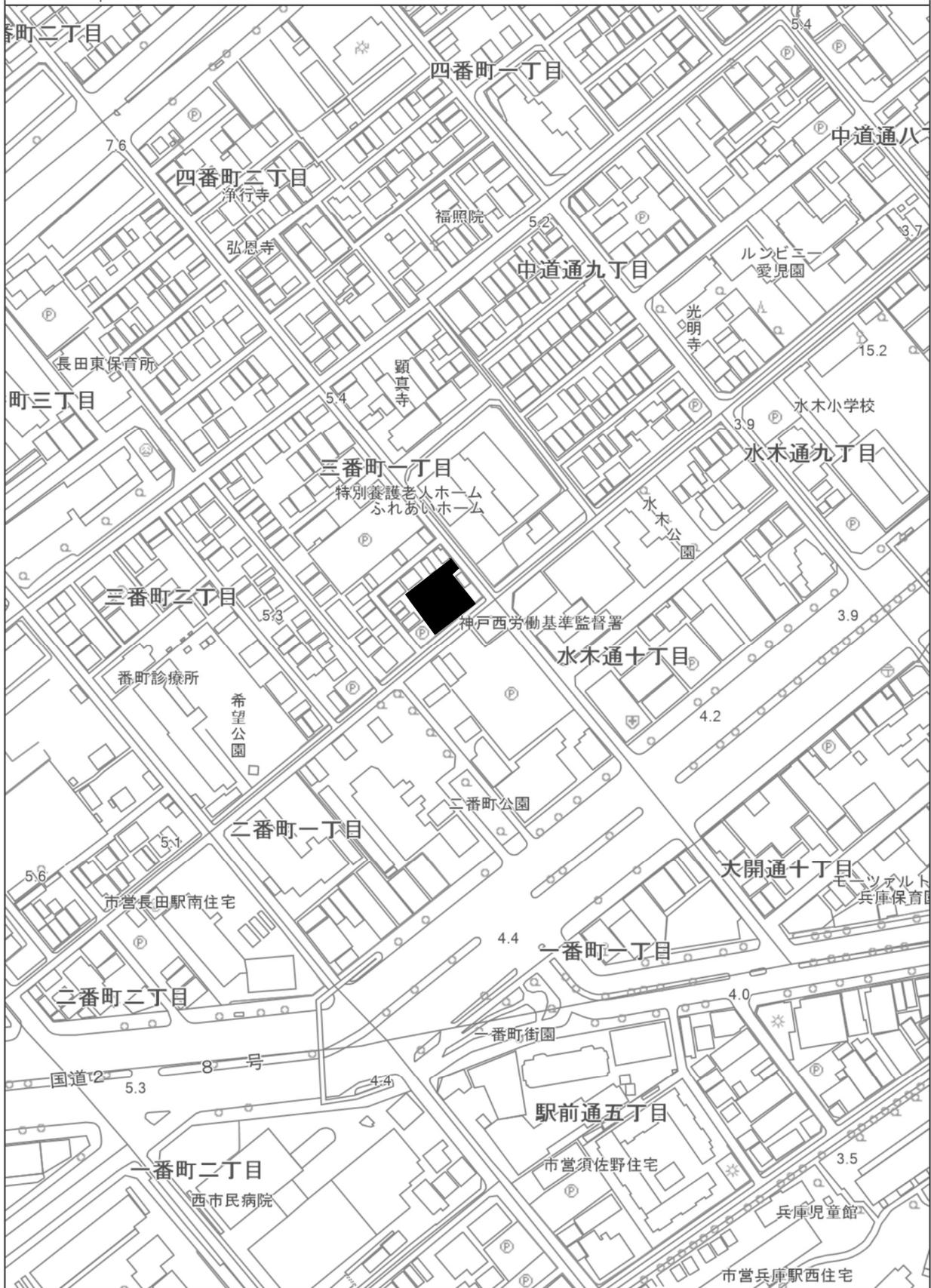
4号地 物件概要書

※ 物件概要書は、貸付概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で現地の状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

土地の概要	
所在地	神戸市長田区三番町2丁目3番60
現況理目	宅地
現況	更地（南東側前面道路と段差あり）
貸付面積	508.66㎡（実測）
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
貸付期間	令和4年12月1日から令和9年3月31日
用途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額貸付価格	¥119,400－（消費税込）
入札保証金	¥358,200－
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地には、工作物（ネットフェンス、排水溝、擁壁、アスファルト舗装、ライン、電気配管・配線<埋設分>、波板<東側>）が含まれ、現状での貸付けとなります。貸付期間中の管理・補修については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・上記工作物のうちアスファルト舗装、ライン、電気配管・配線<埋設分>、については契約終了時に落札者により撤去していただきます。また、土地の利用にあたって現存するネットフェンス、門扉を撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、貸主である本市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時までにて全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。 ・貸付対象地北側及び西側のネットフェンス、東側の波板及びその部分のネットフェンスについては撤去、変更できません。 ・貸付対象地のうち、ネットフェンスで囲まれた部分以外については、現状のまま管理してください。 ・貸付対象地北西側及び南西側において、地中に水道管・汚水管・ガス管がありますが、現状での貸付けとなります。 ・貸付対象地北西側において、隣接地の建物の一部、土間コンクリート及び室外機が越境していますが、現状での貸付けとなります。 ・北東側前面道路に電柱（街灯付）、南東側前面道路に電柱（街灯付）、標識柱、車止め、クリーンステーションがあります。 ・貸付対象地を駐車場として使用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関、関係事業者にご確認下さい。

4号地 位置図

長田区三番町2丁目3番60



4号地 画地図

長田区三番町2丁目3番60



5号地 物件概要書

※ 物件概要書は、貸付概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で現地
状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

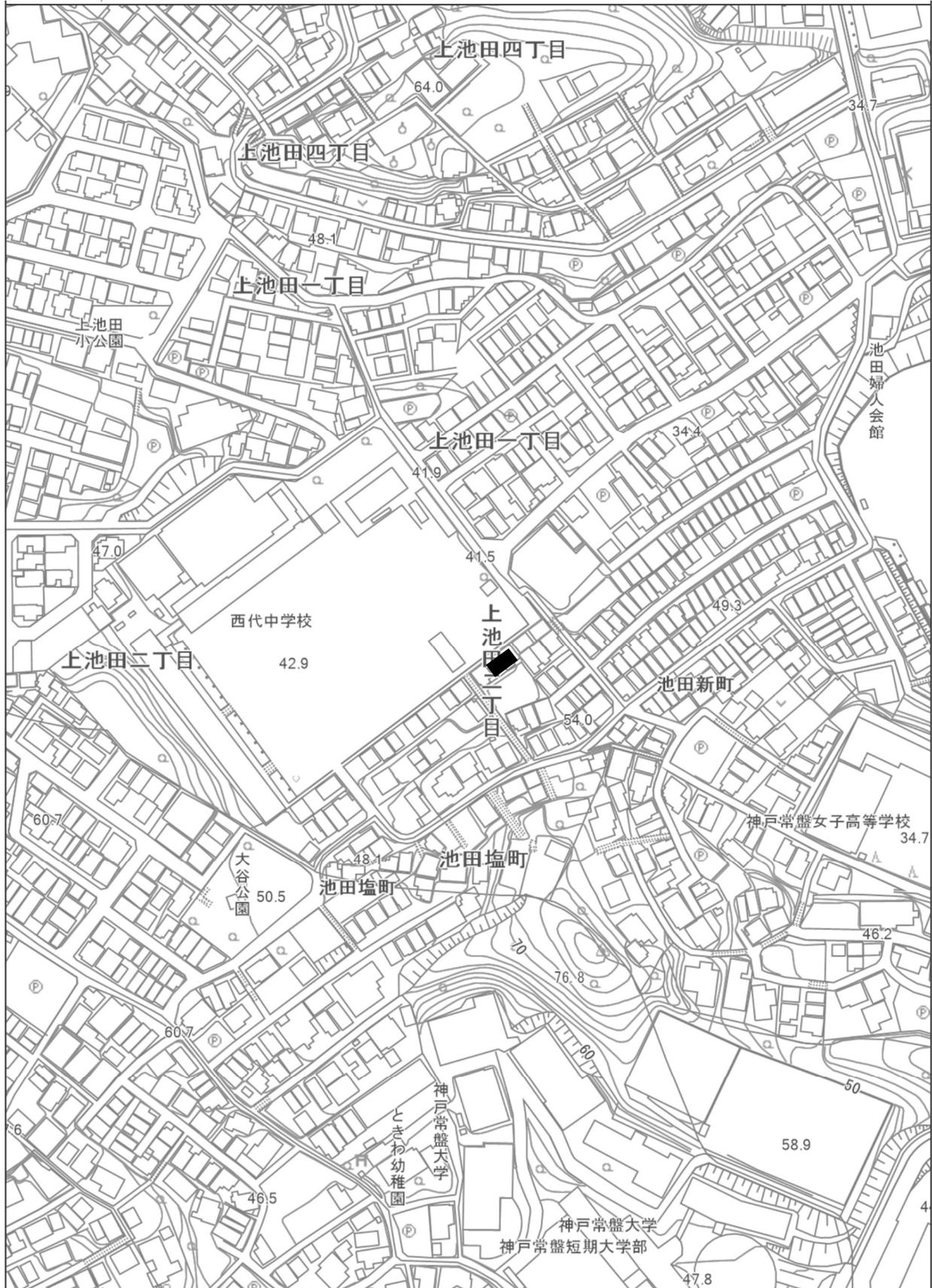
土地の概要	
所在地	神戸市長田区上池田2丁目15番2のうち
地目	宅地
現況	更地
貸付面積	58.61㎡(概測)
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく】
貸付期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日
用途	平面駐車場(建物所有目的には使用できません。)
最低月額貸付価格	¥18,300-(消費税込み)
入札保証金	¥54,900-
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地は、令和5年3月31日まで土地賃貸借契約(平面駐車場)を締結していますが、現契約満了後は、現状のまま貸付けることとし、西側にネットフェンスは設置しません。 ・落札者が新たに工作物等を設置する場合には、予め工事内容を届出し、物件担当課の許可を得てから着工し、契約終了時までには落札者の費用と負担により原状回復してください。ただし、貸主である本市が認めた場合にはその限りではありません。 ・南及び東面にネットフェンスがありますが、貸付範囲に含まないので、撤去はできません。なお、当該ネットフェンスの維持管理上、本市職員が、貸付敷地に立入ることがあります。 ・ネットフェンスを越境してきた草木、ゴミ等については、落札者において対応をお願いします。 ・前面道路と約10cmの勾配がありますが、現状での貸付となります。 ・前面道路の幅員は約3.9mで、北東側への車両の通り抜けはできません。 ・貸付対象地を駐車場として利用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関、関係事業者にご確認ください。

(物件担当課) 建築住宅局住宅整備課調整担当

TEL: 078-595-6170

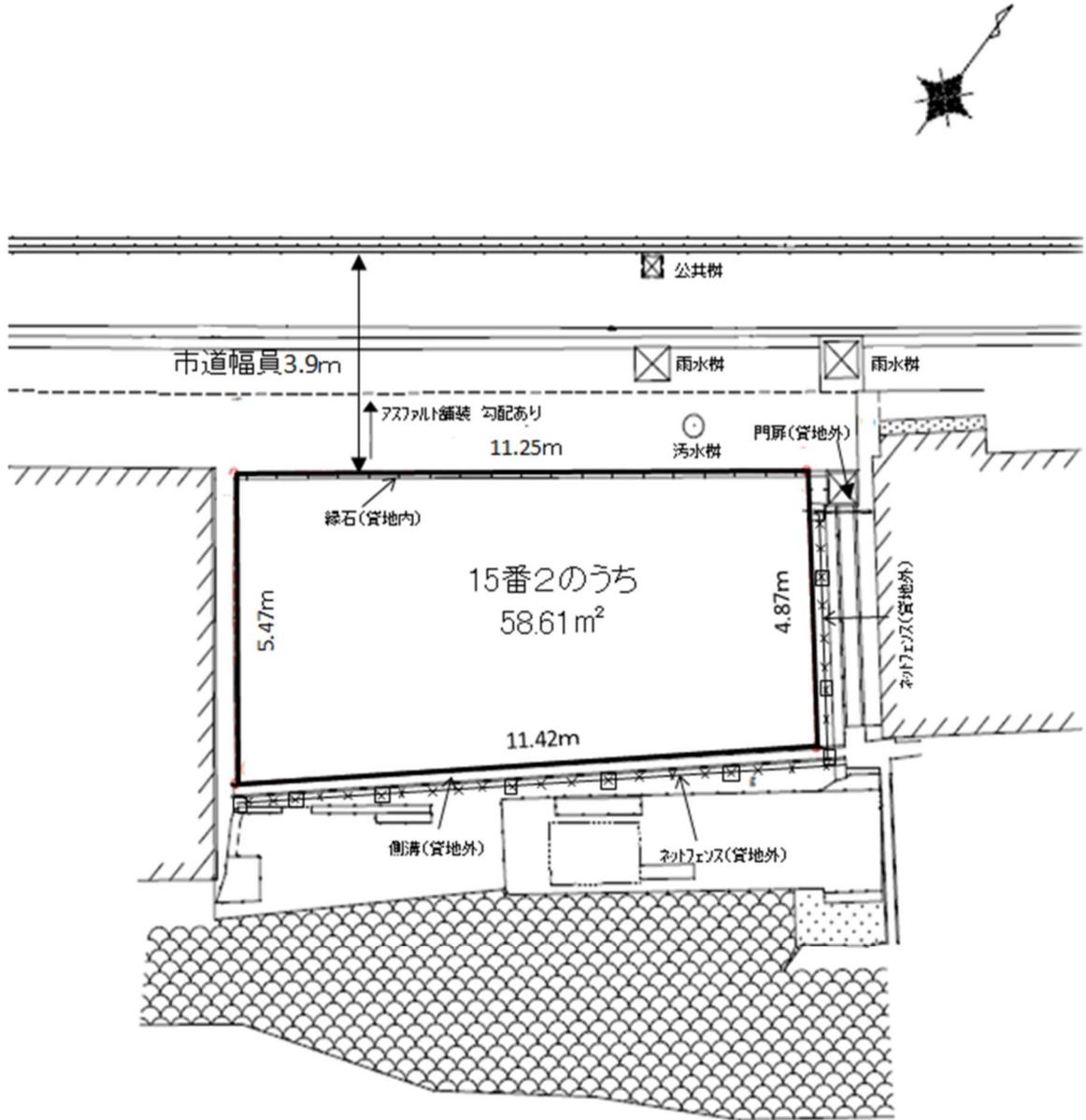
5号地 位置図

長田区上池田2丁目15番2のうち



5号地 画地図

長田区上池田2丁目15番2のうち



6号地 物件概要書

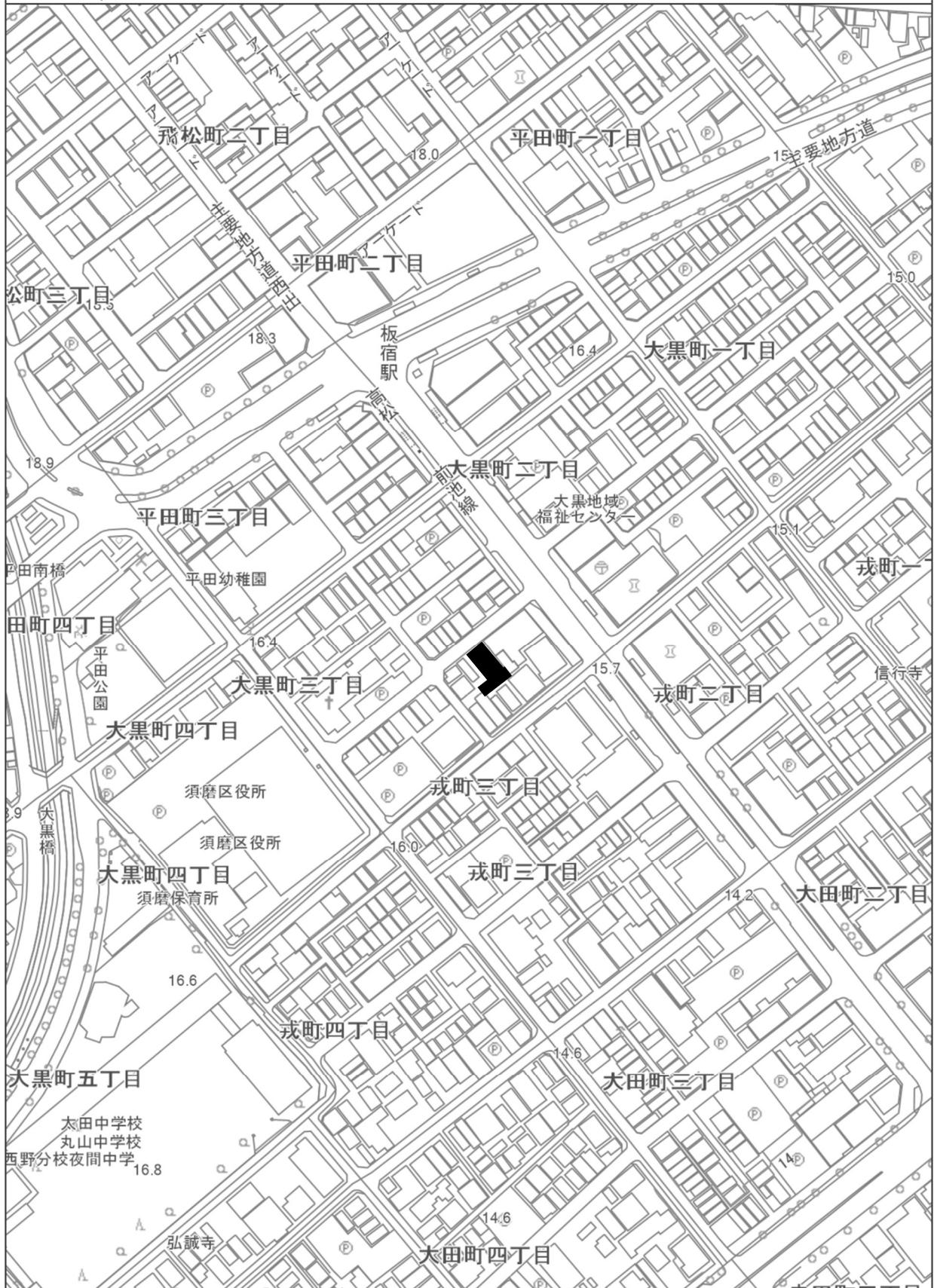
※ 物件概要書は、貸付概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で現地
状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

土地の概要	
所在地	神戸市須磨区大黒町3丁目1番28のうち
現況地目	宅地
現況	更地
貸付面積	194.11㎡(実測)
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく】
貸付期間	令和4年12月1日から令和9年3月31日
用途	平面駐車場(建物所有目的には使用できません。)
最低月額貸付価格	¥131,300-
入札保証金	¥393,900-
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 貸付対象地には工作物(ネットフェンス、門扉、排水溝)があります。貸付期間中の管理及び補修については、全て落札者の費用と負担で行ってください。 土地の利用にあたって現存するネットフェンス・門扉を撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、貸主である本市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。 貸付対象地外北東側に排水溝があります。 前面道路に側溝、クリーンステーションがあります。 前面道路からの乗り入れについて、道路占用許可申請が必要です。また、前面道路の側溝にはコンクリートの蓋がありますが、現状での貸付になります。撤去・変更する場合は、落札者の費用と負担で行ってください。詳しい手続きは、建設局西部建設事務所安全推進係(Tel. 078-742-2421)にご確認ください。 貸付対象地を駐車等として使用するにあたり、必要な手続きについては、関係行政機関、関係者にご確認下さい。

(物件担当課) 都市局用地活用推進課

TEL: 078-595-6751

6号地 位置図
須磨区大黒町3丁目1番28のうち



7号地 物件概要書

※ 物件概要書は、貸付概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で現地
状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

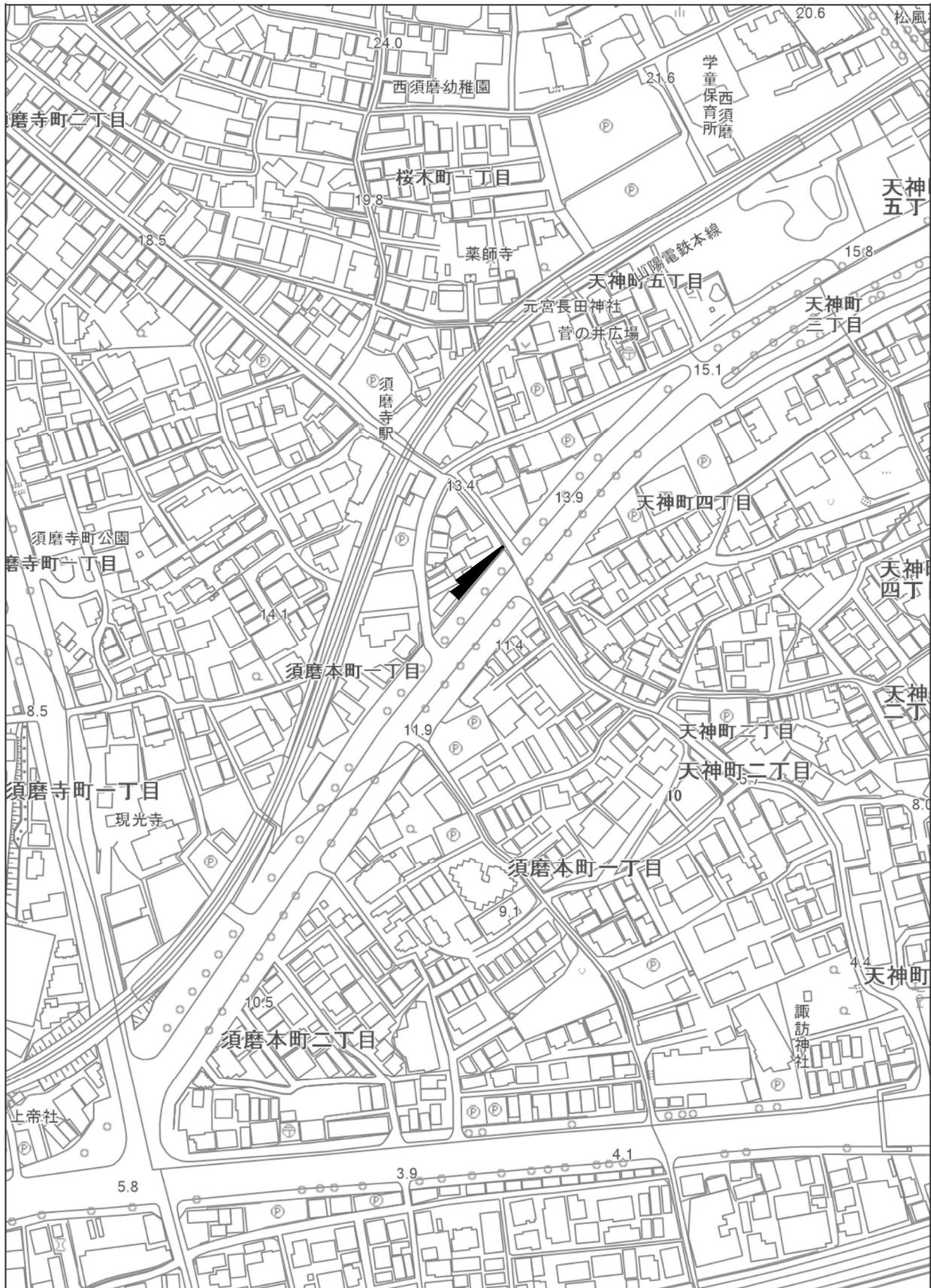
土地の概要	
所在地	神戸市須磨区須磨本町1丁目83番5
現況地目	宅地
現況	更地
貸付面積	88.44㎡(実測)
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく】
貸付期間	令和4年12月1日から令和9年3月31日
用途	平面駐車場、資材置場等(建物所有目的には使用できません。)
最低月額貸付価格	¥48,700-
入札保証金	¥146,100-
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地には工作物(ネットフェンス、門扉)があります。貸付期間中の管理及び補修については、全て落札者の費用と負担で行ってください。工作物を撤去する場合は契約終了時までに原状回復してください。(西側隣接地との境界にフェンスは一部設置されていません。) ・落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時までに全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。 ・貸付対象地のレンガ・コンクリート構造物は現状での貸付となります。撤去する場合は落札者の費用と負担で行ってください。 ・貸付対象地東側のコンクリート構造物の一部が北側隣接地へ越境しておりますが、現状での貸付になります。 ・貸付対象地北側において隣接地のコンクリート構造物が一部越境しておりますが、現状での貸付となります。 ・南側前面道路に街灯、点字ブロック、植樹帯、高木があります。 ・東側前面道路に車止めポールがあります。 ・貸付対象地への進入路を施工する際及び既存道路構造物等に影響を与える場合は建設局西部建設事務所安全推進係(Tel. 078-742-2421)にご確認ください。 ・貸付対象地の用途については、現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行い、諸規制の範囲内の使用としてください。 ・隣接住居の迷惑になるような使用はしないでください。 ・貸付対象地を駐車場として使用するにあたり、必要な手続きについては、関係行政機関、関係者にご確認下さい。

(物件担当課) 都市局用地活用推進課

TEL: 078-595-6751

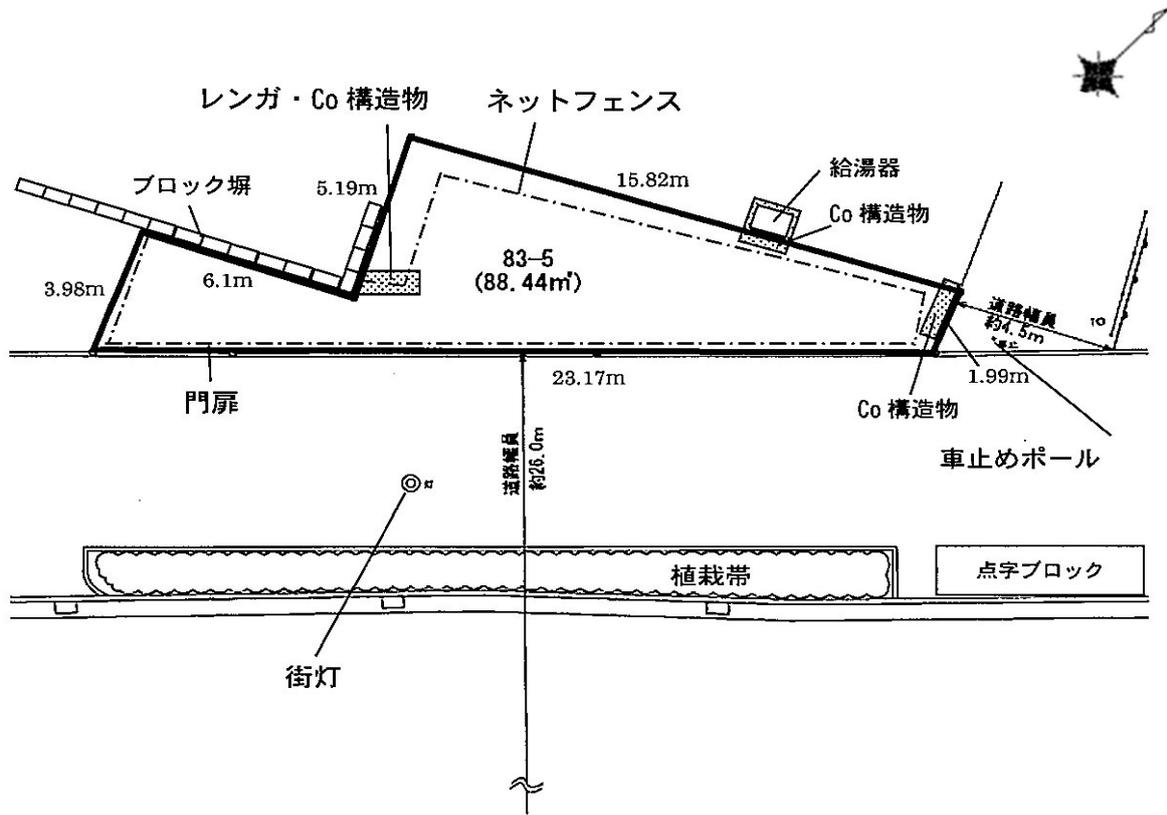
7号地 位置図

須磨区須磨本町1丁目83番5



7号地 画地図

須磨区須磨本町1丁目83番5



8号地 物件概要書

※ 物件概要書は、貸付概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で現地の状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

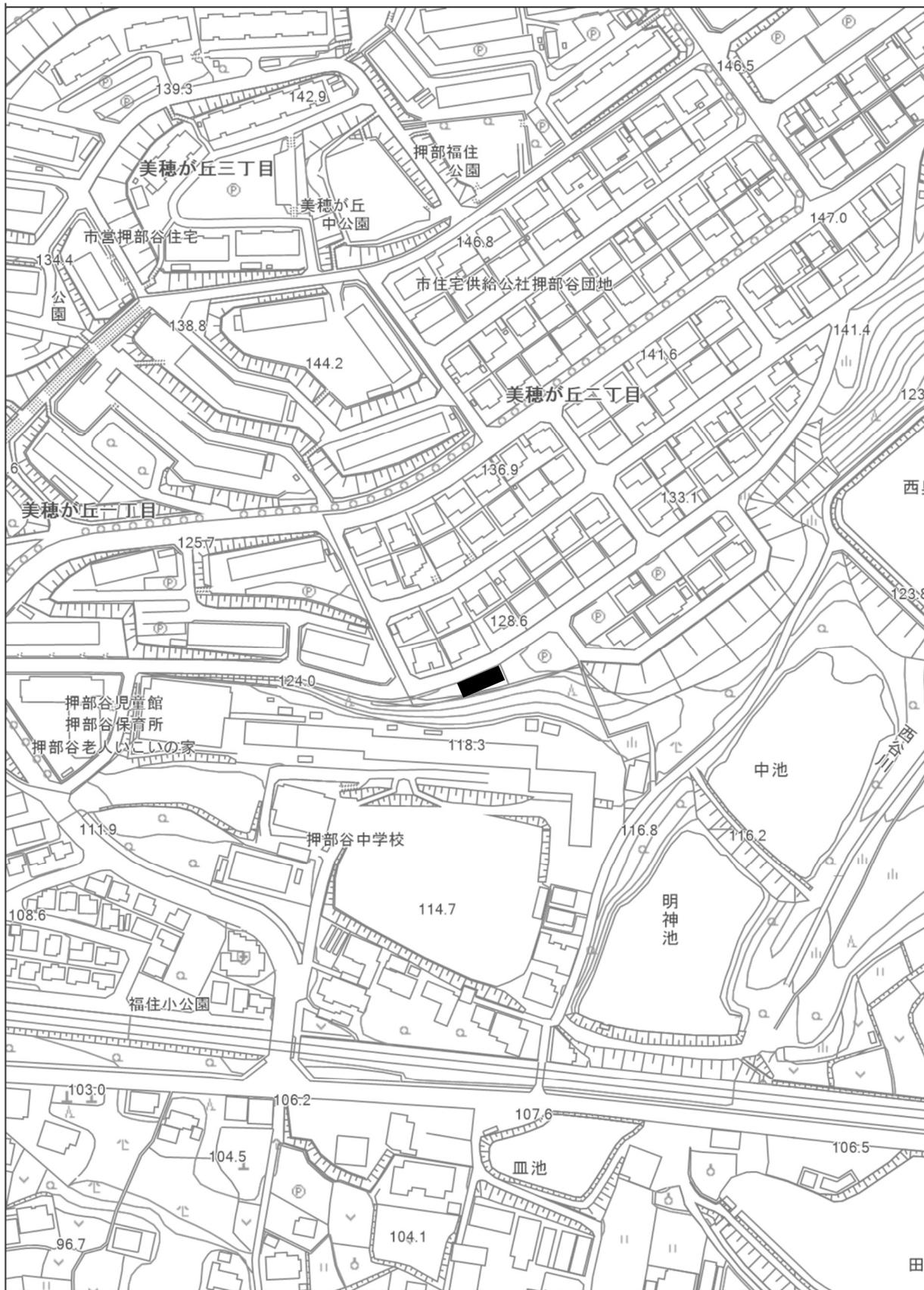
土地の概要	
所在地	神戸市西区美穂が丘2丁目1番1のうち
現況地目	宅地
現況	更地（一部法面含む）
貸付面積	200.02㎡（実測）
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
貸付期間	令和4年12月1日から令和9年3月31日
用途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額貸付価格	¥10,100-（消費税込）
入札保証金	¥30,300-
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地には工作物（ネットフェンス、門扉、アスファルト舗装、ライン）が含まれ、現状での貸付となります。貸付期間中の管理・補修等については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・上記工作物のうち、アスファルト舗装、ラインについては契約終了時に落札者により撤去していただきます。また、土地の利用にあたって現存するネットフェンス、門扉を撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、貸主である本市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。 ・貸付対象地と前面道路の間が舗装（床版架設、グレーチング蓋）されており、現状での貸付となります。なお、この舗装部分については現在占用許可を受けており、落札者は占用許可の名義変更の手続きが必要になります。占用許可関連の手続き及びこの舗装部分の改築等の場合は、建設局西建設事務所安全推進係（TEL.078-912-3752）にご確認ください。 ・貸付対象地内南側と西側において、樹木の枝が覆いかぶさっていますが、現状での貸付となります。貸付期間中のフェンス越えの枝払いについては、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・貸付対象地内の東側において支線がありますが、現状での貸付となります。 ・前面道路に電柱があります。 ・貸付対象地を駐車場として使用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関、関係事業者にご確認下さい。

（物件担当課）都市局用地活用推進課

TEL：078-595-6751

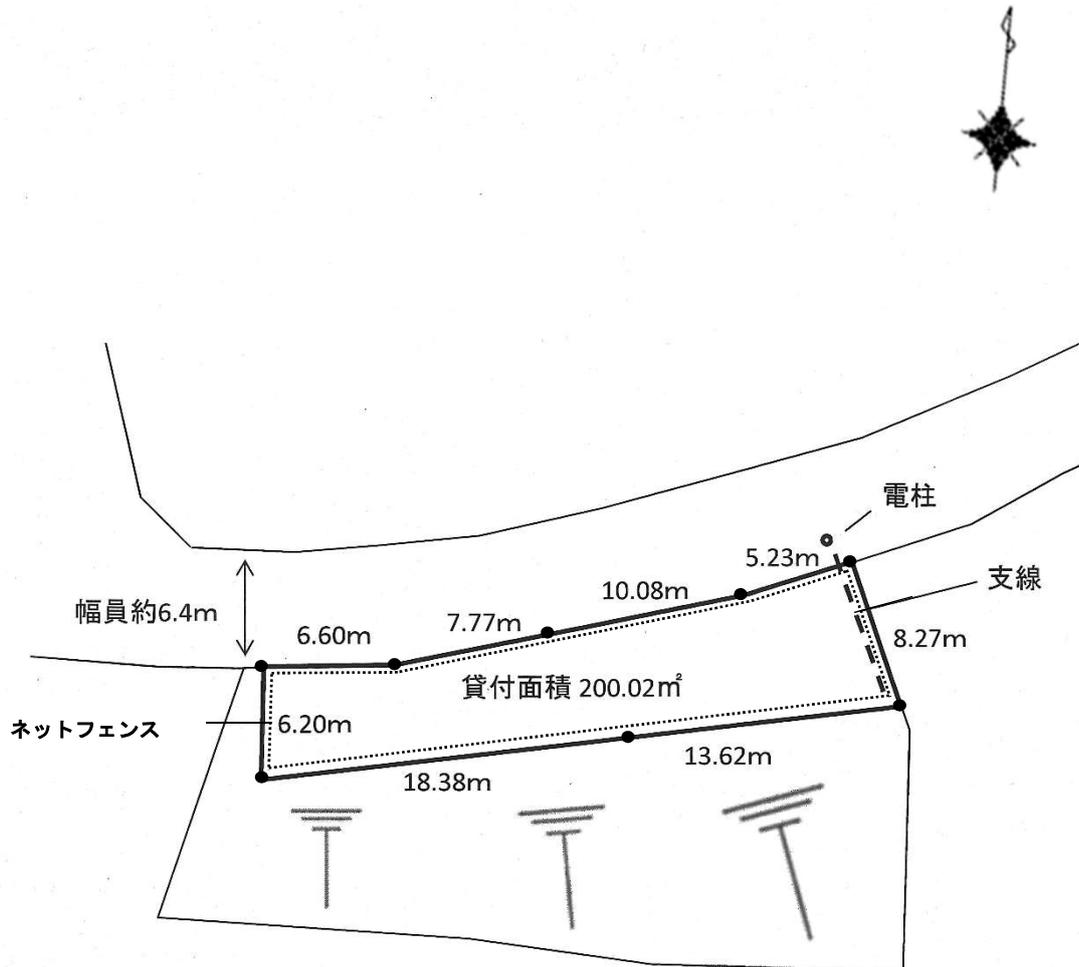
8号地 位置図

西区美穂が丘2丁目1番1のうち



8号地 画地図

西区美穂が丘2丁目1番1のうち



9号地 物件概要書

※ 物件概要書は、貸付概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

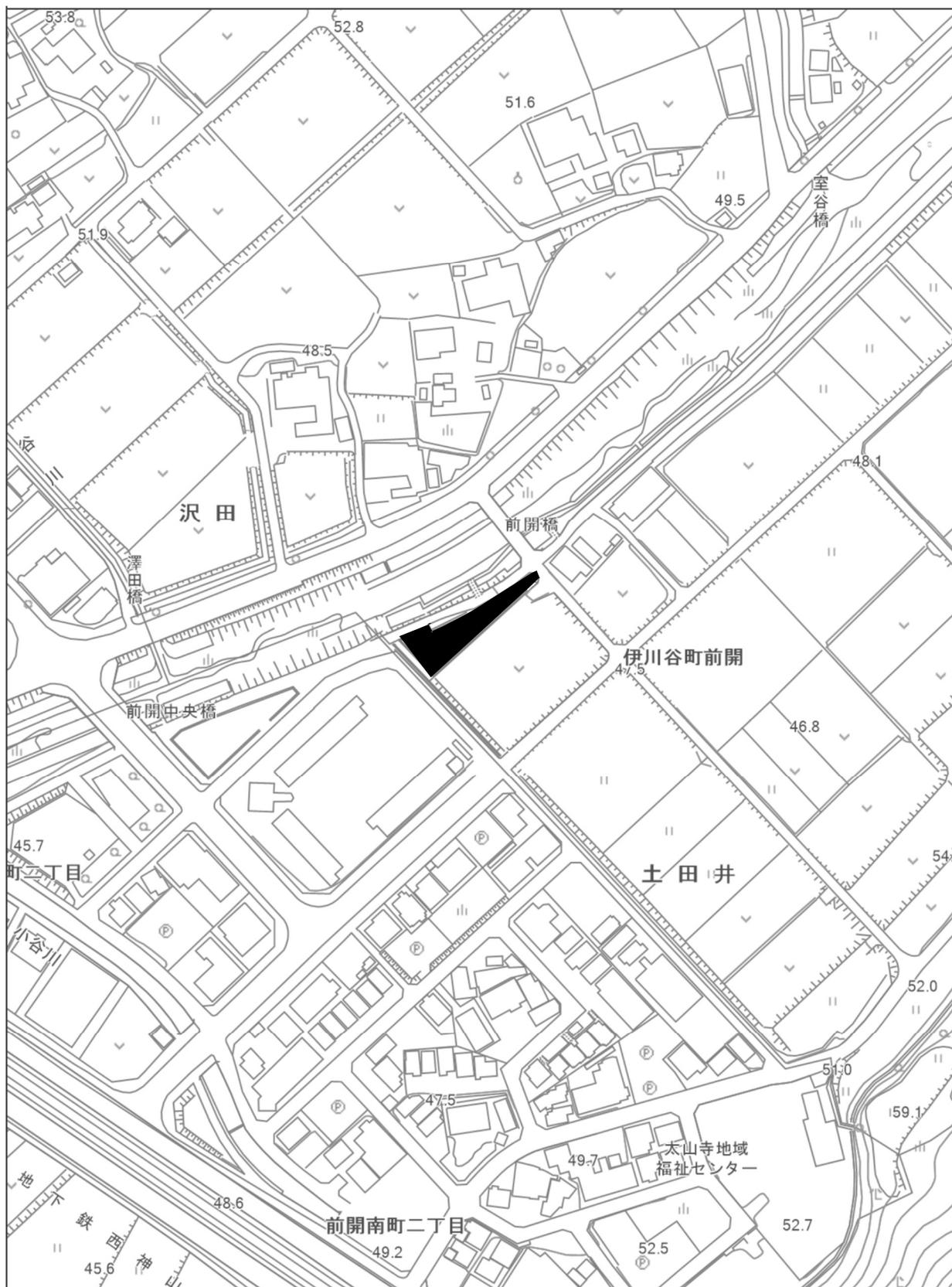
土地の概要（前開・小寺・長坂財産区有地）	
所在地	神戸市西区伊川谷町前開字土田井1580番、1581番、1582番4
地目	雑種地
現況	更地（道路と高低差あり）
貸付面積	（公簿）758㎡（概測）751.60㎡
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
貸付期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日
用途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額貸付価格	¥36,410-（消費税込）
入札保証金	¥109,230-
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象地は前開・小寺・長坂財産区の所有地です。落札後、各財産区管理会の同意を得た後、「前開・小寺・長坂財産区管理者 神戸市長」と契約を締結します。また、賃料は各財産区がそれぞれ持分割合に応じて請求・収納いたします。 ・貸付対象地と北東側前面道路とは1m程度の高低差があります。出入りは北東側前面道路からになります。 ・現在敷地北西側にはフェンスの門扉がありますが、河川管理用通路のためここからの出入はできません。また、門扉の撤去はできません。 ・貸付対象地北西側に面している通路は河川管理用通路です。人も車両も河川管理用通路は通行できません。 ・貸付対象地南西側は接道しておりません。また、隣接する水路への蓋掛けはできません。 ・貸付対象地には、工作物（関電柱、ネットフェンス）があります。また、電線が一部上空を越境しておりますが、いずれも、現状での貸付となります。 ・ガードレールは貸付対象に含みません。また、貸付対象地の北西側には開渠柵（グレーチング蓋掛け）がネットフェンスの内側にありますが、貸付対象には含みません。 ・貸付対象地（1582番4）の地下には、暗渠があります。当該暗渠の直上には重量物の設置や重量のある車両（概ね車両総重量4t以上）の駐車や通行はできません。 ・敷地内に設置されている関電柱は、移設できません。また、電力会社または保守点検会社が点検等のため貸付対象地へ立ち入ることがあります。 ・貸付対象地内に盛土や工作物を撤去・改修・新設する場合には、予め工事内容を物件担当課に届出し、許可を得てから着工してください。 ・貸付地対象地内の盛土や工作物を撤去・改修・新設した場合は、落札者の費用と負担で原状回復してください。ただし、協議の上同意を得た場合はこの

	<p>限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none">・貸付対象地は宅地造成工事規制区域に該当しますので、地盤変更（スロープ設置を含む）等については建設局西建設事務所の許可が必要な場合があります。詳しくは西建設事務所（Tel. 078-912-3750）にご確認ください。・貸付対象地は河川保全区域に該当しますので、河川堤体に影響を及ぼす工事や工作物の設置等に関しては河川管理者の許可が必要です。詳しくは兵庫県神戸土木事務所管理課（Tel. 078-737-2149）にご確認ください。・貸付対象地の現在の借地人との貸付期間は、令和5年3月31日までです。・この土地を駐車場として使用するにあたり、必要な手続きなどについては、関係行政機関、関係事業者にご確認下さい。
--	---

(物件担当課) 行財政局資産活用課 (財産区担当) TEL : 078-322-5139

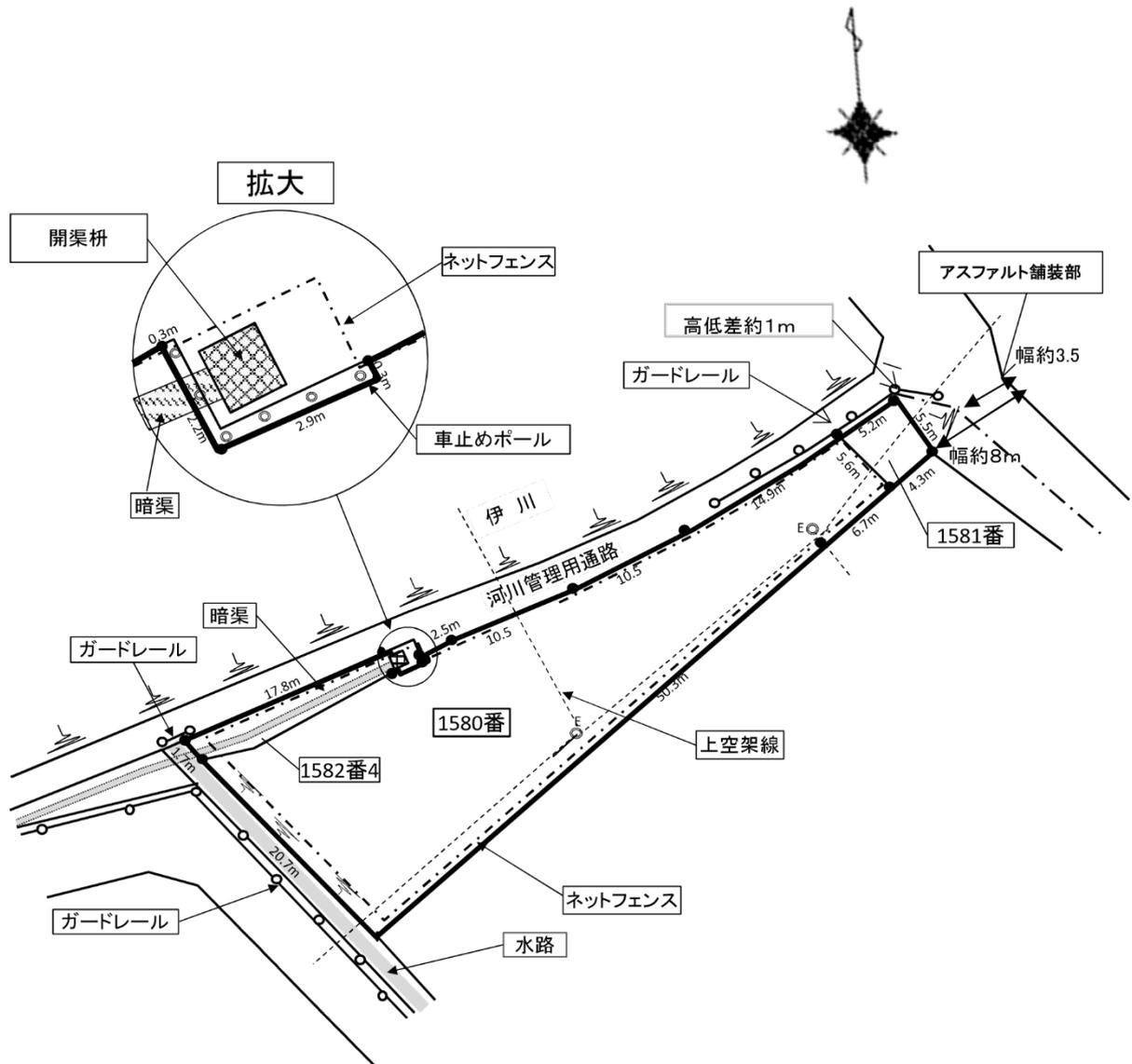
9号地 位置図

西区伊川谷町前開字土田井1580番, 1581番, 1582番4



9号地 画地図

西区伊川谷町前開字土田井1580番, 1581番, 1582番4



10号地 物件概要書

※ 物件概要書は、貸付概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

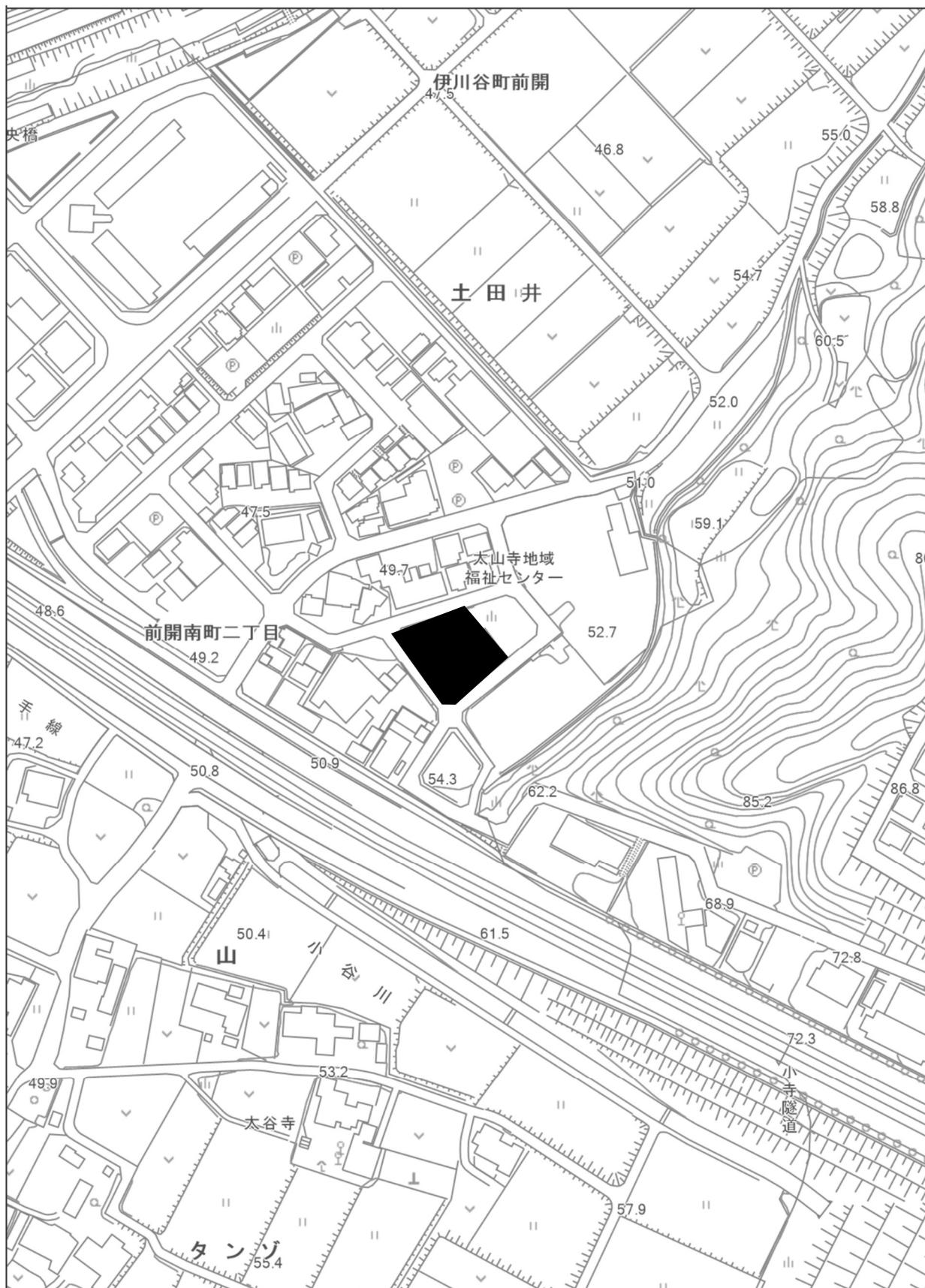
土地の概要 （前開財産区有地）	
所在地	神戸市西区前開南町2丁目3番1, 3番2, 3番5
地目	宅地
現況	更地
貸付面積	1,176.39㎡（公募・実測）
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
貸付期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日
用途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額貸付価格	¥313,500－（消費税込）
入札保証金	¥940,500－
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 貸付対象地は前開財産区の所有地です。落札後、前開財産区管理会の同意を得た後、「前開財産区管理者 神戸市長」と契約を締結します。 貸付対象地には、工作物（ネットフェンス、車止め、車止めポール、ロープ）が含まれています。 貸付対象地内の工作物を撤去・改修・新設する場合には、予め工事内容を届出し、物件担当課の許可を得てから着工してください。また、契約期間終了時は、落札者の費用と負担で原状復旧をしてください。ただし、協議の上同意を得た場合は、この限りではありません。 貸付対象地は宅地造成工事規制区域に該当しますので、地盤変更（スロープ設置を含む）等については建設局西建設事務所の許可が必要な場合があります。詳しくは西建設事務所（Tel. 078-912-3750）にご確認ください。 なお、ブロック積み擁壁については、原則として原状での使用とします。 南西側及び北西側前面道路と宅盤とは最大約2.8mの高低差があります。 貸付対象地の現在の借地人との貸付期間は、令和5年3月31日までです。 この土地を駐車場として使用するにあたり、必要な手続きなどについては、関係行政機関、関係事業者にご確認下さい。

（物件担当課）行財政局資産活用課（財産区担当）

TEL：078-322-5139

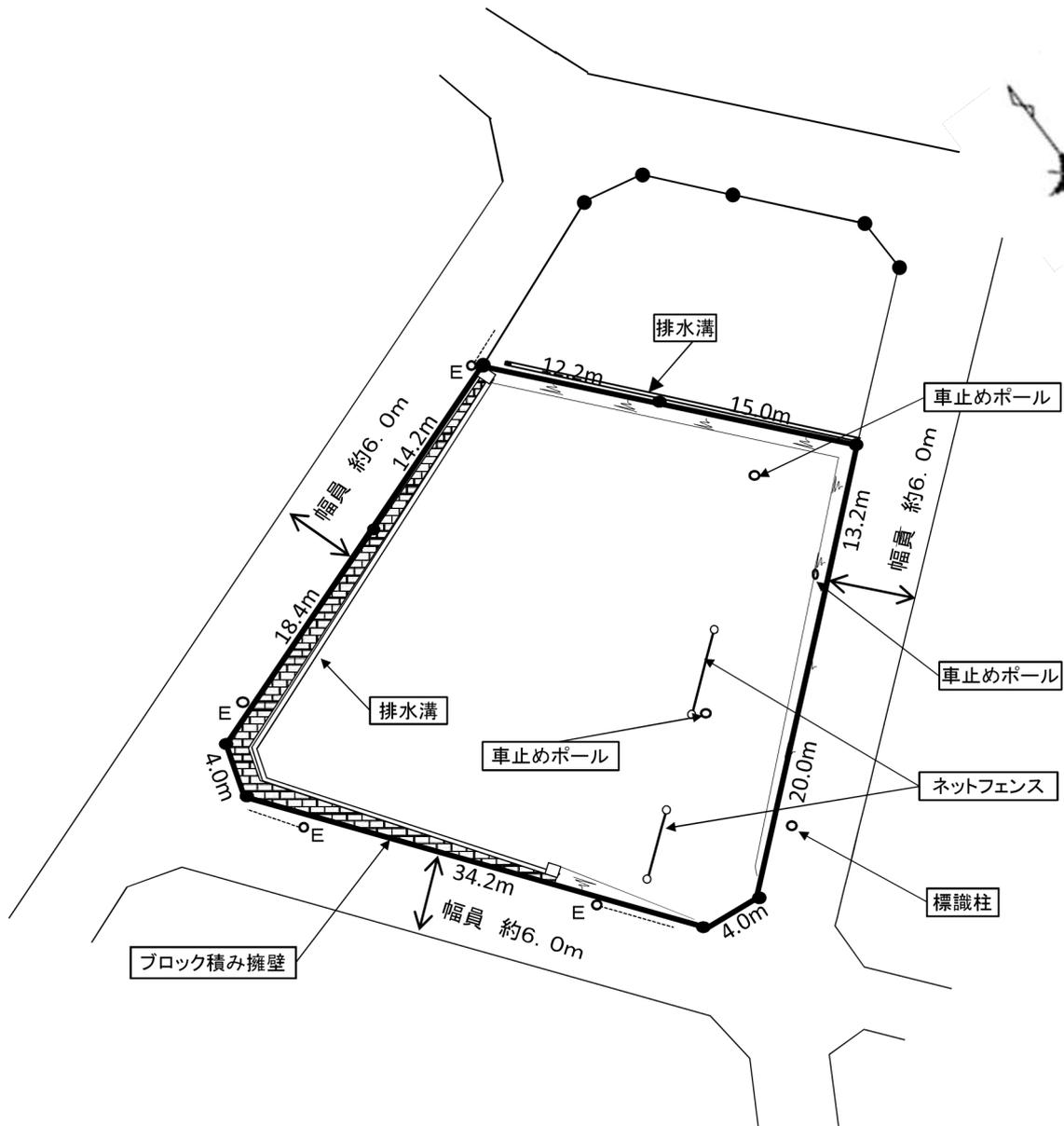
10号地 位置図

西区伊川谷町前開南町2丁目3番1, 3番2, 3番5



10号地 画地図

西区伊川谷町前開南町2丁目3番1, 3番2, 3番5



様式

- ① 郵送型入札参加申込書兼誓約書・同記入例・・・・・・・・・・ 46頁
- ② 委任状・同記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48頁
- ③ 市有不動産等借用願兼誓約書（随意契約用）・同記入例・・ 50頁
- ④ 入札参加申込物件一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52頁
- ⑤ 入札参加書類送付用宛名ラベル・・・・・・・・・・・・・・・・ 53頁

令和 年 月 日

神戸市長宛

郵便番号 ー
 郵送型入札参加申込者 住 所
 ふりがな (法人名、代表者名とも)
 氏 名
 性 別 男・女
 電話番号

実印



郵送型入札（市有地貸付）参加申込書兼誓約書

私は、この令和4年度郵送型入札（市有地貸付）の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、参加を申し込みます。落札した場合には申込物件を神戸市契約規則及び神戸市公有財産規則により、落札価格をもって貸付けしていただきますようお願いします。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないことを誓約いたします。

また、上記の事実の確認のため、申請者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

記

1 入札参加申込物件

号地
 神戸市 区

2 添付書類

- (1) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- (2) 登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕※法人のみ

※複数物件を申し込まれる場合は、原本1通と2件目以降は写しを添付してください。

3 連絡先（書類送付先）※郵送型入札参加申込者と異なる場合にのみ記載してください。

郵便番号
 住 所
 担当部署（担当者）
 電話番号及びFAX番号
 携帯電話番号

【記入例】

神戸市長宛

「郵送型入札参加申込書兼誓約書」は
物件毎に作成してください。

神戸市記入欄

令和〇年〇月〇〇日

記入日

印鑑証明書のとおりに記載してください。
ふりがなは、法人名・代表者名と
首にもれなく記載してください。

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号
ふりがな (法人名、代表者名とも)
氏 名 株式会社 神戸不動産
代表取締役 神戸 太郎
性 別 (男)・女
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

個人（個人商店主含む）の場合は、印鑑登録
証明書のとおりに記載してください。

神戸市灘区〇〇町〇丁目〇番〇号

なだ じろう
灘 次郎

実印

実印

郵送型入札（市有地貸付）参加申込書兼誓約書

私は、この令和4年度郵送型入札（市有地貸付）の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、参加を申し込みます。落札した場合には申込物件を神戸市契約規則及び神戸市公有財産規則により、落札価格をもって貸付けしていただきますようお願いします。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないことを誓約いたします。

また、上記の事実の確認のため、申請者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

記

1 入札参加申込物件

〇 号地
神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇

参加申込しようとする物件
の「物件番号」と「所在地」
を記入してください。

2 添付書類

- (1) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※法人のみ

※複数物件を申し込まれる場合は、原本1通と2件目以降は写しを添付してください。

3 連絡先（書類送付先）※郵送型入札参加申込者と異なる場合にのみ記載してください。

郵便番号
住 所
担当部署（担当者）
電話番号及びFAX番号
携帯電話番号

文書送付先が申込者あての
場合は、記入不要です。

神戸市長宛

郵便番号
 委任者 住 所
 ふりがな (法人名、代表者名とも)
 氏 名
 性 別 男・女
 電話番号

実印



委 任 状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の貸付けにかかる令和4年度郵送型入札（市有地貸付）及び随意契約への参加、賃貸借契約の締結並びにこれらに附帯する一切の権限を委任します。

また上記権限の委任に伴い必要となる下記3及び4の事項については委任者及び代理人（受任者）の双方が確認したことを証します。

記

1 入札参加申込物件

号地

神戸市 区

2 代理人（受任者）

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日

性 別 男・女

電話番号

届 出 印



3 代理人（受任者）本人が確認できるもの（運転免許証など）の写しを添付してください。

4 郵送型入札参加資格の確認のために、神戸市が、代理人（受任者）の個人情報を警察等関係機関への照会資料として使用する場合がありますことを承諾します。

【記入例】

神戸市長宛

「委任状」は物件毎に作成してください。

令和〇年〇〇月〇〇日

記入日

印鑑証明書のとおりに記載してください。ふりがなは、法人名・代表者名ともにもれなく記載してください。

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号
ふりがな (法人名、代表者名とも)
氏 名 株式会社 神戸不動産
代表取締役 神戸 太郎
性 別 (男)・女
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

実印

個人（個人商店主含む）の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

神戸市灘区〇〇町〇丁目〇番〇号

灘 次郎

実印

委 任 状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の貸付けにかかる令和4年度郵送型入札（市有地貸付）及び随意契約への参加、賃貸借契約の締結並びにこれらに附帯する一切の権限を委任します。

また上記権限の委任に伴い必要となる下記3及び4の事項については委任者及び代理人（受任者）の双方が確認したことを証します。

参加申しようとする物件の「物件番号」と「所在地」を記入してください。

1 入札参加申込物件

〇 号地

神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇

個人の場合、住所は住民登録をしている住所としてください。

2 代理人（受任者）

住 所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

ふりがな

氏 名 管財 三郎

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

性 別 (男)・女

電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

届 出 印

届出印には、スタンプ印を使うことはできません。

3 代理人（受任者）本人が確認できるもの（運転免許証など）の写しを添付してください。

4 郵送型入札参加資格の確認のために、神戸市が、代理人（受任者）の個人情報警察等関係機関への照会資料として使用する場合があることを承諾します。

神戸市長宛

郵便番号
申請者 住所
 ふりがな (法人名、代表者名とも)
 氏名
 性別 男・女
 電話番号



令和4年度郵送型入札（随意契約用）

市有不動産借用願兼誓約書

「郵送型入札」による神戸市有地の貸付け実施要領【令和4年度】及び賃貸借契約書等を承知のうえ、下記のとおり借用くださいますようお願いいたします。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないことを誓約いたします。

1. 月額賃料希望価格

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	
金額											(月額)

2. 物件の表示

物件番号	所在地
号地	

3. 添付書類

- ① 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ② 登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕※法人のみ

※複数物件を申し込まれる場合は、原本1通と2件目以降は写しを添付してください。

※いただいた個人情報を契約資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

（申し込み物件毎に作成してください。また、この用紙をコピーしてお使いいただいても結構です。）

【記入例】

神戸市長宛

「市有不動産等借用願兼誓約書」は
物件毎に作成してください。

令和〇年〇〇月〇〇日

記入日

印鑑証明書のとおりに記載してください。ふりがなは、法人名・代表者名ともにもれなく記載してください。

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号
ふりがな (法人名、代表者名とも)
氏名 株式会社 神戸不動産
代表取締役 神戸 太郎
性別 (男)・女
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

実印

個人（個人商店主含む）の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

神戸市灘区〇〇町〇丁目〇番〇号

灘 次郎

実印

（契約用）

市有不動産借用願兼誓約書

「郵送型入札」による神戸市有地の貸付け実施要領【令和4年度】及び賃貸借契約書等を承知のうえ、下記のとおり借用させていただきますようお願いします。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員等との排除に関する要綱（平成22年5月）

※算用数字ではっきりと記載してください。
※金額初めの数字の前に必ず「¥」マークを記入してください。
「¥」マークの記入が無い場合は、無効となります。
※金額を訂正する場合は、必ず二重線により抹消のうえ、実印で訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。

1. 月額賃料希望価格

金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	(月額)
				¥	○	○	○	○	○	○	

2. 物件の表示

物件番号	所在地
〇号地	神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇

物件の「物件番号」と「所在地」を記入してください。

3. 添付書類

- ① 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ② 登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕※法人のみ

※複数物件を申し込まれる場合は、原本1通と2件目以降は写しを添付してください。

※いただいた個人情報を契約資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

（申し込み物件毎に作成してください。また、この用紙をコピーしてお使いいただいても結構です。）

【 注 意 事 項 】

- ※ インク又はボールペンにより記入してください。
- ※ 一度提出した借用願の引換え、変更を行うことはできません。

この様式は、複数物件に入札参加を申し込む場合の明細一覧になるものです。申込みには、「入札参加申込書兼誓約書」を物件ごとに作成して提出することが必要です。

令和4年度「郵送型入札」

入札参加申込物件一覧

申込者	住所	〒 -
	氏名 (法人名)	
	代表者氏名 (法人の場合)	
	担当部署・担当者氏名	
	担当者電話番号	

参加申込件数 合計 件

入札に参加する物件の番号及び所在地(地番)を、実施要領のとおり物件番号順に記載してください。

神戸市記入欄には何も記入しないでください。

物件番号	所在地(地番)	神戸市記入欄	
		受付番号	入札 チェック

※ 本ページに書ききれない場合は、本ページをコピーしてご使用ください。

※ この様式は神戸市ホームページからダウンロードできます。

●入札参加書類送付用宛名ラベル

コピーしてご利用ください。

(特定記録郵便)

〒650-0001

神戸市役所内郵便局留

神戸市 行財政局 資産活用課 行

特定記録郵便

賃貸借契約書（標準書式）

賃貸借契約書

貸主神戸市（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、末尾物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）の賃貸借につき、次の各条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有に係る本件土地を一時の使用を目的として乙に賃貸し、乙は、これを甲から賃借する。

（用途指定）

第2条 乙は、本件土地を の用途にのみ使用するものとし、建物所有その他の目的に使用してはならない。

2 乙は、本件土地を風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用、暴力団の事務所その他これに類する施設の用、公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣の住民の迷惑となる目的の用に使用してはならない。

（郵送型入札での条件の遵守）

第3条 乙は、令和4年8月に甲が実施した「郵送型入札」による神戸市有地の貸付けの実施要領（以下「実施要領」という。）に提示された条件等を遵守しなければならない。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

物件によって契約期間が異なります。各物件調書で確認してください。

（土地の引渡し）

第5条 甲は、本契約締結に基づく保証金が完納されたことを確認した後、甲乙現地立会いのうえ、現状有姿で本件土地を乙に引き渡すものとする。ただし、乙の都合により現地立会いを行わない場合は、前条に定める契約期間の初日に、現状有姿で本件土地を乙に引き渡ししたものとする。

（賃料）

第6条 賃料は、月額¥ ， -（消費税込み）とする。ただし、甲は、契約期間中であっても、近隣地域等における賃料水準、経済事情の変動等により、本件土地の賃料が不相当と認められるに至ったときは賃料を改定することができるものとする。ただし、実施要領記載の最低月額貸付価格を下回ることはできない。

6号地、7号地の物件では消費税はかからないためこの括弧書はありません。

2 前項にもとづき賃料及び保証金を改定する場合、甲は乙に対して、書面により通知をするものとする。

（賃料の支払）

第7条 乙は、前条の賃料を、次の各号に掲げる賃料の区分に応じ、当該各号に定める支払期日までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

(1) 前期（4月1日から9月30日までの期間をいう。）の賃料 4月1日から4月30日まで

(2) 後期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）の賃料 10月1日から10月31日まで

納期限についての注意事項

※1～4号地、6～8号地については以下の項が追記されます。

(3) 初回（令和4年12月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）の賃料
令和4年11月30日まで

なお、支払期日が土曜日にあたる場合はその翌々日を支払期日とし、また、支払期日が休日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。

(遅延利息)

第8条 乙は、第6条の賃料を支払期日までに支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ年14.6%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

(保証金)

第9条 乙は、本契約から生ずる債務を担保するため、保証金として¥
締結と同時に、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 甲は、前項の保証金の額が不相当となったときはこれを改定することができるものとし、乙は異議なくこれに応じなければならない。

3 甲が乙に保証金を返還する時期は、乙が甲に対して負担する一切の債務を弁済し、かつ、本件土地を返還した日以降とする。

4 保証金は無利息とする。

保証金は賃料3か月分の金額となります。

(善管注意義務)

第10条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって本件土地を管理しなければならない。

(紛争等の処理)

第11条 本件土地の使用に伴う第三者との紛争その他の諸問題は、乙の責任と負担において解決するものとする。

(費用負担)

第12条 甲は、本件土地の修繕義務を負わないものとし、本件土地の維持、保存等に要する経費はすべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、本件土地の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものである場合であっても、本件土地の補修、不足分の引き渡しによる履行の追完、賃料の減額若しくは損害の賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(転貸等の禁止)

第14条 乙は、甲の承認を得ないで本件土地を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡してはならない。

2 乙は、本件土地に建物又は工作物を建設する等、本件土地の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない事由により仮設物を建設する場合には、事前に甲の書面による承認を得なければならない。

(違約金)

第15条 乙は、第2条、第10条若しくは前条の規定に違反したとき又は第25条の規定に該当するときは、違約金として違反時の月額賃料の12か月分に相当する金員を、甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項の違約金は違約罰であって、第23条に規定する損害賠償額の予定又はその一部とはしないものとする。

3 第1項の規定は、第19条第1項に規定する甲の契約解除権の行使を妨げないものとする。

(実地調査等)

第16条 甲は、必要あると認めるときは、乙の使用状況について質問し、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができるものとする。この場合において乙は、調査、報告等を拒み又は妨げてはならない。

(通知義務)

第17条 乙は、本件土地の現状に変更があるとき又は変更のおそれがあるときは、直ちに甲に対してその状況を通知しなければならない。

(住所等の変更の届出義務)

第18条 乙は、その住所又は氏名に変更があったときは、速やかに甲に対して書面により届け出なければならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、契約期間中であっても、次の各号の一に該当するときは本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が第2条の規定に違反したとき。
- (2) 乙が第7条の規定に違反して賃料の支払いを6か月以上遅延したとき。
- (3) 乙が第14条の規定に違反したとき。
- (4) 第25条の規定に該当するとき。
- (5) その他乙が本契約で定めた義務を履行しないとき。

2 甲は、契約期間中であっても、本件土地を公用、公共用に供するため必要とするときは、予告のうえ本契約を解除することができるものとする。

3 乙は、契約期間満了前に契約を解除しようとする場合、6か月前までに甲に申し出なければならない。この場合の解除日は6か月後の月の末日とする。

(契約の失効)

第20条 天災地変その他の不可抗力により本件土地の全部又は一部が滅失し又は毀損し、乙の目的が達せられなくなったときは、本契約はその効力を失うものとする。

(費用償還請求権の放棄)

第21条 乙は、本件土地に投じた必要費及び有益費があっても、これを甲に請求できないものとする。

(土地の返還及び原状回復義務)

第22条 乙は、本契約が終了する日までに（第19条第1項の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、甲の指定する期日までに）、乙の費用をもって本件土地を原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを要しないと認めるときはこの限りでない。

(損害の賠償)

第23条 乙は、本契約に定める義務を履行しなかったため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第24条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団等に対する除外措置)

第25条 本契約締結にあたり乙が提出した郵送型入札参加申込書兼誓約書の記載に反し、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第4条第1項第2号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合には、

甲は乙に対して第15条の規定に基づく違約金の請求、第19条の規定に基づく契約の解除を行うことができる。

(裁判管轄)

第26条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、本件土地の所在地を管轄する裁判所をもって、その管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第27条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合又は本契約に規定のない事項で解決を要する問題が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市
代表者 神戸市長 久 元 喜 造 (印)

住 所

乙
氏 名 (印)

○委任状により、代理人による契約を行う場合は、必ず下記(例)のとおり記載してください。

【物件目録】

所在、地番、地目、貸付面積

乙 住 所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社神戸不動産

氏 名 代表取締役 神戸 太郎

乙代理人 住 所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 管財 三郎 (届出印)

【 問 い 合 わ せ 先 】

神戸市行財政局資産活用課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所1号館17階
電話078-322-5140(直通)
FAX078-322-6027

<ホームページアドレス>

<http://www.city.kobe.lg.jp/business/contract/bid/kashituke/>

神戸市 貸付入札

検索

